

資料 1

大会概要

第 22 回栃木県障害者スポーツ大会

第 1 回参加団体（選手団）説明会

目 次

1	大会実施要綱	1
2	栃木県障害者スポーツ大会 競技・種目	3
3	障害区分の解説	7
4	競技実施要項（案）	10
5	陸上競技実施要領（案）	12
6	水泳競技実施要領（案）	15
7	アーチェリー競技実施要領（案）	16
8	卓球・サウンドテーブルテニス競技実施要領（案）	17
9	フライングディスク競技実施要領（案）	18
10	ボッチャ競技実施要領（案）	20
11	ボウリング競技実施要領（案）	21
12	陸上競技規則	22
13	水泳競技規則	26
14	アーチェリー競技規則	28
15	卓球・サウンドテーブルテニス競技規則	29
16	フライングディスク競技規則	32
17	ボッチャ競技規則	33
18	ボウリング競技規則	34
19	スラロームの旗門の位置	35

第 22 回栃木県障害者スポーツ大会実施要綱

令和 7 (2025) 年 12 月 23 日現在

1 目的

この大会は、県民総スポーツを推進し、障害者が競技等を通じて健康の保持・増進を図るとともに、県民の障害に対する理解を深め、障害者の自立と社会参加を促進することを目的とする。

2 主 催

栃木県、栃木県教育委員会、宇都宮市、(福)栃木県社会福祉協議会、栃木県身体障害者団体連絡協議会、栃木県特別支援学校長会、(特非)栃木県障害施設・事業協会、(一社)栃木県手をつなぐ育成会、栃木県中学校教育研究会特別支援教育部会、(一財)栃木県精神衛生協会、(特非)栃木県障害者スポーツ協会

3 主 管（予定）

(一財)栃木陸上競技協会、(一社)栃木県水泳連盟、栃木県パラアーチェリー協会、(一社)栃木県卓球連盟、栃木県障害者フライングディスク協会、栃木県ボッチャ協会、(一社)栃木県バスケットボール協会、栃木県ソフトボール協会、栃木県バーレーボール協会、(公社)栃木県サッカー協会、栃木県パラスポーツ指導者協議会

4 後 援（予定）

各市町、栃木県市町村教育委員会連合会、日本赤十字社栃木県支部、(福)とちぎ健康福祉協会、(公財)栃木県スポーツ協会、栃木県民生委員児童委員協議会、栃木県肢体不自由児者父母の会連合会、栃木県青少年団体連絡協議会、栃木県地域婦人連絡協議会、栃木県ボランティア連絡協議会、栃木県手話通訳問題研究会、朝日新聞宇都宮総局、読売新聞宇都宮支局、毎日新聞宇都宮支局、産経新聞社宇都宮支局、東京新聞宇都宮支局、下野新聞社、共同通信社宇都宮支局、時事通信社宇都宮支局、NHK宇都宮放送局、栃木放送、エフエム栃木、とちぎテレビ

5 協 賛（予定）

宇都宮西ライオンズクラブ、全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会栃木地方協議会、(株)大和義肢製作所、(株)伊藤園、コカ・コーラボトラーズジャパン(株)、(一社)栃木県理学療法士会、本田技研工業株式会社

6 実施競技・期日・会場（予定）

競技名等	期 日	会 場
開会式・閉会式	5/17 (日)	栃木県総合運動公園 カンセキスタジアムとちぎ
陸上競技		栃木県総合運動公園 カンセキスタジアムとちぎ
アーチェリー		宇都宮市みずほの中央公園 アーチェリー場
卓球（サウンドテープルテニス含む）		とちぎ福祉プラザ障害者スポーツセンター（わかくさアリーナ）
フライングディスク		栃木県総合運動公園 多目的広場（投てき場）
ボッチャ		とちぎ福祉プラザ障害者スポーツセンター（わかくさアリーナ）
水泳		日環アリーナ栃木 屋内水泳場
ボウリング	5/24 (日)	宇都宮第二トーヨーボウル
バスケットボール	9/19 (土)	日環アリーナ栃木 メインアリーナ
車いすバスケットボール		日環アリーナ栃木 メインアリーナ
グランドソフトボール		栃木県総合運動公園 野球場A
ソフトボール	9/27 (日)	栃木県総合運動公園 野球場B
フットソフトボール		栃木県総合運動公園 野球場C
バーレーボール		日環アリーナ栃木 メインアリーナ
サッカー	10/4 (日)	栃木SC宇都宮フィールド（宇都宮市サッカー場）

※ 「グランドソフトボール」は、令和8年度から名称が「ブラインドベースボール」に変更となる予定である。

※ 荒天又は感染症の流行などのその他の都合により、主催者と競技主管団体等と協議の上、実施出来ないと判断した場合は中止とする。

7 競技種目及び障害区分

(1) 各競技における実施種目及び個人競技の障害区分は、次のとおりとする。

<（別表）栃木県障害者スポーツ大会競技・種目>参照

(2) 各個人競技はフライングディスク及びアーチェリーを除き年齢（令和8（2026）年4月1日現在）を次の区分に分けて競技するものとする。

① 身体障害者 1部（39歳以下）、2部（40歳以上）

② 知的障害者 少年の部（19歳以下）、青年の部（20歳～35歳）、壮年の部（36歳以上）

※ 精神障害者については、年齢区分はありません。

8 大会参加選手資格

次の全てに該当する者とする。

① 令和8（2026）年4月1日現在で13歳以上の者。

② 栃木県内に現住所（住民票のある地）を有する者。または、栃木県外に住所を有する者で、栃木県に所在する学校や施設等に通学並びに入所及び通所している者。

③ 資格要件は次のとおりとする。

ア) 身体障害者は、身体障害者福祉法（昭和24（1949）年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ) 知的障害者は、厚生事務次官通知（昭和48（1973）年9月27日厚生省発児第156号）による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。

ウ) 精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、自立支援医療（精神通院）受給者証の交付を受けた者。

9 参加制限

(1) 参加は、原則として一人1競技とし、同一競技内では2種目までとする。ただし、陸上競技及びアーチェリーにおいては1種目のみとする。（陸上競技の4×100mリレーは除く）

(2) 4×100mリレーは、団体ごとに男女混合2チーム（1チーム6名以内。）までとする。

10 参加費

無料（但し、ボウリングは参加費がかかります。）

11 参加選手の決定

参加選手の決定は、各参加団体からの参加申込書に基づき、主催者において、障害別、程度別、性別、年齢等を考慮の上決定するものとする。

12 競技規則

「全国障害者スポーツ大会競技規則」及び別に定める「栃木県障害者スポーツ大会競技規則」によるものとする。

13 表 彰

(1) 個人競技の各競技種目の組ごとに1位から3位の者にメダルを授与する。

(2) 団体競技の優勝チーム、準優勝チームに賞状、メダルを授与する。

14 オープン競技・期日・会場（予定）

競技名	期日	会場
卓球バレー	8/29（土）	とちぎ福祉プラザ障害者スポーツセンター (わかくさアリーナ)

15 健康・安全管理

(1) 参加選手の健康・安全面については、各参加団体において十分配慮するものとする。主催者においては、大会当日の応急処置を除き、一切責任を負わないものとする。

(2) 各参加者の傷害保険については主催者において加入するが、各参加団体においても必要な保険に加入するなど配慮すること。

16 その他

第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」への出場選手は、原則として、本大会の記録を勘案し選考するものとする。また、選考の際には、全国大会出場未経験者にも配慮するものとする。なお、原則として全国大会への連続出場は3回までとする。

(別表) 栃木県障害者スポーツ大会競技・種目

1 陸上競技

◎男女別・年齢区分別

△男女混合・年齢区分なし

▲男女別・年齢区分なし

区分番号	障害区分	競走								跳躍			投げ			
		※2 3 0 m	※2 5 0 m	1 0 0 m	2 0 0 m	4 0 0 m	8 0 0 m	1 5 0 0 m	スラローム	※1 4 × 1 0 mリレー	走高跳	立幅跳	走幅跳	砲丸投	ソフトボール投	ピーンバッグ投
肢体不自由	上肢	1 手部切断、片前腕切断、片上肢不完全 片上腕切断、片上肢完全	◎ ◎									◎ ◎ ◎ ◎				
		2 兩前腕切断、片前腕・片上腕切断 兩上肢不完全	◎ ◎							※4 ◎		▲ ◎ ◎				
		3 兩上腕切断、兩上肢完全	◎ ◎									▲ ◎ ◎				
	下肢	4 片下腿切断、片下肢不完全	◎ ◎									◎ ◎ ◎ ◎				
		5 片大腿切断、片下肢完全	◎ ◎									◎ ◎ ◎ ◎				
		6 兩下腿切断	◎ ◎									◎ ◎ ◎				
		7 片下腿・片大腿切断、兩下肢不完全	◎ ◎									◎ ◎ ◎				
		8 兩大腿切断、兩下肢完全	◎										◎ ◎			
	体幹	9 体幹※3	◎ ◎										◎ ◎ ◎ ◎			
	車いす性常用痺、以对外用で	10 第6頸髄まで残存	◎ ◎								◎					◎
		11 第7頸髄まで残存			※4 ◎	※4 ◎			※4 ◎	※4 ◎	◎					◎
		12 第8頸髄まで残存								◎			◎ ◎			
		13 下肢麻痺で座位バランスなし	◎ ◎				◎		※4 ◎				◎ ◎			
		14 下肢麻痺で座位バランスあり		※4 ◎	※4 ◎			※4 ◎					◎ ◎			
		15 その他車いす											◎ ◎			
	(脳性麻痺、脳原性麻痺、脳血管外傷患等)	16 四肢麻痺で車いす使用	◎ ◎								◎					◎
		17 けって移動	◎								◎					◎
		18 片上下肢または片上肢で車いす使用	◎								◎					◎
		19 上肢で車いす使用	◎ ◎ ◎ ◎				◎	◎ ◎					◎ ◎			
		20 その他走不能	◎										◎ ◎			
		21 上肢に不随意運動を伴う走可能	◎ ◎ ◎ ◎				◎				◎	◎ ◎ ◎ ◎				
		22 その他走可能	◎ ◎ ◎ ◎				◎				◎	◎ ◎ ◎ ◎				
4		23 電動車いす常用	◎							◎						◎
視覚障害※5	24 視力0から0.01まで※6	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎				◎ ◎				◎ ◎ ◎ ◎					
	25 その他の視覚障害	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎				◎ ◎			▲	◎ ◎ ◎ ◎					
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	26 聴覚障害	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎				◎ ◎				▲ ◎ ◎ ◎					
知的障害	27 知的障害	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎				◎ ◎			△ ▲	◎ ◎ ◎ ◎					
内部障害	28 ぼうこう又は直腸機能障害	◎					◎				◎ ◎ ◎ ◎					

※1 4 × 100mリレーは男女混合とする。

※2 30m及び50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。

※3 体幹とは頸部・胸部・腹部および腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する)。

ただし、四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があつてもこの区分には該当しない。

※4 複数の障害区分にわたり1つの◎がついている場合は、一つの区分として競技をおこない、順位を決定する。

※5 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※6 障害区分24は光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

2 水泳

◎男女別・年齢区分別

○男女別・1部

●男女別・2部

		区分番号	障害区分	自由形		背泳ぎ		平泳ぎ		バタフライ		
				25m	50m	25m	50m	25m	50m	25m	50m	
肢 体 不 自 由	1	上肢	1 手部切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
			2 片前腕切断、片上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
			3 片上腕切断、片上肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
			4 両前腕切断、両上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
			5 両上腕切断、両上肢完全、片前腕・片上腕切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
	2	下肢	6 片下腿切断、片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
			7 片大腿切断、片下肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
			8 両下腿切断、両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
			9 両大腿切断、両下肢完全、片下腿・片大腿切断	◎	◎	●	○	●	○	◎		
	3	上下肢	10 片上肢切断・片下肢切断 片上肢不完全・片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎		
			11 多肢切断、片上肢完全・片下肢完全 両上肢不完全・両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎		
	体幹	12 体幹		◎	◎	●	○	●	○	●	○	
2	2	脳原性麻痺以外の車いす常用	13 第7頸髄まで残存	◎	◎	◎		◎				
			14 第8頸髄まで残存	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
			15 下肢麻痺で座位バランスなし	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
			16 下肢麻痺で座位バランスあり	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
3	3	(脳性麻痺、脳原性麻痺、脳血栓、脳管外疾患等)	17 四肢麻痺(車いす常用) 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	◎	◎	◎		◎				
			18 両下肢麻痺 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
			19 片側障害で片上肢機能全廃	◎	◎	●	○	●	○	◎		
			20 その他の片側障害で走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
			21 その他走可能	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
その他		22 浮具使用		◎	◎	◎		◎				
視覚障害 ※1		23 視力0から0.01まで ※2		◎	◎	●	○	●	○	●	○	
		24 その他の視覚障害		◎	◎	●	○	●	○	●	○	
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害		25 聴覚障害		◎	◎	●	○	●	○	●	○	
知的障害		26 知的障害		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

※1 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※2 障害区分23は光を通さないゴーグルを装着する。

3 アーチェリー

●男女別

	区分番号	障害区分	リカーブ		コンパウンド	
			50m・30m	30m・30m	50m・30m	30m・30m
肢体不自由	脳原性麻痺以外で車いす常用	1 第8頸髄まで残存	●	●	●	●
		2 その他の車いす	●	●		
	切断・機能障害	3 上肢障害	●	●		
		4 下肢障害(椅子・車いす使用を含む)	●	●		
		5 体幹	●	●		
		6 脳原性麻痺(椅子・車いす使用を含む)	●	●		
	7 聴覚障害		●	●		
	8 ぼうこう又は直腸機能障害		●	●		
					●	●

※ 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

4 卓球・サウンドテーブルテニス

◎男女別、年齢区分別 ●男女別

		区分番号	障害区分	卓球	STT
肢体不自由	1 上肢障害	1	片上肢障害	◎	
		2	両上肢障害	◎	
		3	片下腿切断、片下肢不完全	◎	
		4	片大腿切断、両下腿切断 片下肢完全、両下肢不完全	◎	
		5	片下腿・片大腿切断 両大腿切断、両下肢完全	◎	
	2 体幹	6	体幹	◎	
	2 脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	7	第8頸髄まで残存 ※1	◎	
		8	座位バランスなし	◎	
		9	その他の車いす	◎	
	3 脳原性麻痺(脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	10	車いす使用	◎	
		11	杖・松葉杖使用	◎	
		12	上肢に不随意運動あり	◎	
		13	上肢に不随意運動なし	◎	
		14	片側障害	◎	
	視覚障害 ※2	15	アイマスク・アイシェード有り ※3		◎
		16	アイマスク・アイシェード無し	◎	
	聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	17	聴覚障害	◎	
	知的障害	18	知的障害	◎	
	精神障害	19	精神障害	●	

※1 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

※2 視力・視野の程度に関わらず、アイマスクまたは、アイシェードの有無で出場競技を分ける。

※3 障害区分15は、各自で用意した光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

5 フライングディスク

◇区分なし ●男女別

	アキュラシー		ディスタンス	
	ディスリート5	ディスリート7	座位	立位
肢体不自由				
視覚障害				
聴覚障害	◇	◇	●	●
知的障害				
内部障害(ぼうこう又は直腸機能障害)				

6 ポッチャ

△男女混合・年齢区分なし

			区分番号	障害区分・解説	競技スタイル	
					立位	座位
肢体不自由	1	切断・機能障害	1	多肢切断・両下肢完全・ 両上肢不完全および両下肢不完全	△	
	2 脳原性麻痺以外で車いす常用、使用		2	第6頸髄まで残存		△
			3	第7頸髄まで残存		△
			4	第8頸髄まで残存		△
			5	多肢切断		△
	3 脳原性麻痺(脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)		6	四肢麻痺で車いす常用		△
			7	けって移動		△
			8	片上下肢で車いす常用、または使用		△
			9	その他走不能	△	
	4		10	電動車いす常用		△

※ 座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。

※ 移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者にスポーツアシスタントを1名つけることができる。

ランプ使用者にはランプオペレーターを1名つけることができる。

両方が必要な場合は選手1名につきそれぞれ1名を認める。

※ 立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。

※ 脳原性麻痺で四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で上肢による車いす使用者はすべて四肢麻痺(区分6)として区分判定する。

※ 区分10は、四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者を対象とする。

7 ポウリング

知的障害者で男女別、年齢区分別に実施する。

8 バスケットボール

知的障害者で男女別に実施する。

9 車いすバスケットボール

肢体不自由者の車いす使用者のみの競技とする。

10 ソフトボール

知的障害者のみの競技とする。

11 グランドソフトボール

視覚障害者のみの競技とする。

12 バレーボール

聴覚障害者と知的障害者で、男女別に実施する。

精神障害者は、男女混合とする。

13 サッカー

知的障害者のみの競技とする。

14 フットソフトボール

知的障害者のみの競技とする。

障害区分の解説

- 1 この競技規則は、大会のために制定されたものであり、肢体不自由者の場合、主として身体障害者手帳を参考にしながら、現状の障害に合った区分を選択するようにしている。したがって、運動機能の障害程度から区分される国際競技団体の「クラス分け」とは大きく異なる。
- 2 障害区分は、競技により異なっているが、身体障害者手帳との関係から、身体の形態的・機能的な視野に立った用語を多く使用している。
- 3 障害が重複している場合には、選択した1つの障害区分ですべての競技に参加しなければならない。
- 4 肢体不自由者の障害区分
 - (1) 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されており、その他に6级以上の障害がない場合は、7級対象部位のいずれか一肢の障害として区分する(7級の認定部位が両下肢の場合は片下肢、右上下肢の場合は片上肢または片下肢、両下肢及び片上肢の場合は片下肢または片上肢として区分する)。
 - (2) 肢体不自由では、複数の部位に障害があり、1肢以上が6级以上の認定を受け、その他の1肢が7級の認定を受けている場合は、その7級の部位は障害区分判定の対象としない。
(例:左上肢が3級、右上肢6級、左下肢7級の場合は、両上肢が障害区分の対象。)
 - (3) 指および手のひらの切断は、手部切断として、足部の切断は下腿切断として扱う。
 - (4) 片側の手部切断も、両側の手部切断も「手部切断」として区分する。
 - (5) 関節離断は、上位の部位の切断として扱う(肘関節離断の場合は、上腕切断となる)。
 - (6) 完全とは、上肢または下肢の3大関節(肩・肘・手関節または、股・膝・足関節)の全てに機能障害のあるものをいう。機能障害とは、運動麻痺や筋力低下、関節可動域制限のことである。下肢の運動麻痺・筋力低下の場合は、長下肢装具なしでは体重を支えきれないものをいう。
 - (7) 不完全とは、上肢または下肢の3大関節(肩・肘・手関節または、股・膝・足関節)のうち、1または2関節に機能障害があるものをいう。
 - (8) サリドマイドや骨形成不全などにより、前腕は正常でも上腕に障害があるような場合には、競技によっては、最も上位の障害部位(上腕)の切断として扱っても、機能障害として扱ってもよい。
 - (9) 「車いす常用」とは、日常生活で常に車いすを使用していることをいう。また、「車いす使用」とは、大会の競技場面のみに車いすを使用していることをいう。
 - (10) 切断または機能障害のある競技者が競技で車いすを使用する場合は、「脳原性麻痺以外で車いす常用または使用」の「その他の車いす」の障害区分とする。
 - (11) 脊髄損傷や脳原性麻痺以外で上下肢に障害のある車いす常用(筋ジストロフィー症など)の区分は、残存機能や座位バランスなどに留意しながら、脊髄損傷の機能レベルの区分に応じて行う。
 - (12) 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因して生じる健康状態の総称をいう。ただし、脊髄小脳変性症の場合は、実際の障害状況に応じて他の区分となることもある。
 - (13) 走可能とは、両足が地面を離れ、身体に空間を跳んでいる時期があり、かつ、両足がともに地面に接している時期がない、連続した運動ができることがある。なお、走可能と判断する場合、歩行可能で転倒せず、早歩きできることを前提とする。
- 5 視覚障害の視力は、「矯正後の良い方の視力」で判定する。視力を算出する際、光覚弁、手動弁は0、指數弁は視力0.01とする。また、矯正後の良い方の視力が0.02以上の場合は、視野障害の有無に関わらず、その他の視覚障害へ区分される。
- 6 内部障害は、ぼうこう又は直腸機能障害のみを対象とする。

<参考>障害区分の解説

■肢体不自由1

		障害区分名	解説
切 断 ま た は 機 能 障 害	上肢	切断	手部
			片側及び両側の手部切断
			片前腕
			手関節の離断を含む片側の前腕の切断者
			片上腕
			肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者
		機能障害	両前腕
			両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者
			両上腕
			両上腕の切断者
	立位	片前腕および片上腕	片前腕の切断および片上腕の切断者
			片上肢不完全
			片側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者
			片上肢完全
		両上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
			両側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者
			両上肢完全
			両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
	下肢	切断	片下腿
			片足部の切断を含む片下腿の切断者
			片大腿
			膝関節の離断を含む片大腿の切断者
			両下腿
			両側の下腿の切断者
			両大腿
			両側の大腿の切断者
			片下腿および片大腿
		機能障害	片下肢不完全
			片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある者
			片下肢完全
			片側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
	上下肢	片上肢および片下肢	両下肢不完全
			片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害があり、両側にそれぞれある者
		多肢切断	両下肢完全
			両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
		機能障害	片上肢不完全および片下肢不完全
			片上肢不完全および片下肢不完全の者
			片上肢完全および片下肢完全
		両上肢不完全および両下肢不完全	片上肢完全および片下肢完全の者
			両上肢不完全および両下肢不完全の者
	体幹	体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する) 【注1】

【注1】四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない。

■肢体不自由2

脊 髄 損 傷 等	陸 上 競 技 ・ ボ ッ チ ヤ	脳原性麻痺以外で車いす常用または使用	第6頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)
			第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)
			第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
			下肢麻痺で座位バランスあり	
			その他の車いす(陸上競技)	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者(例:両下肢切断のため車いすを使用し競技する者)
			多肢切断(ボッチャ)	三肢以上を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者
水 泳	脊髄損傷等(脊髄損傷や脊髄腫瘍等脊髄疾患、ボリオ、ギランバレーなどの疾患により対麻痺や四肢麻痺相当である場合はこの区分になる。切断や奇形、脳性麻痺による場合はそれぞれの該当区分の適用になる)	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)	
			第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
		下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】	
		下肢麻痺で座位バランスあり		
		座位バランスのある脊髄損傷者等【注3】		

【注2】「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態で両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。

【注3】(水泳)下肢の切断や欠損等による車いす使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること。

■肢体不自由3

脳原性 麻痺 (脳性 麻痺、 脳血管 疾患、 脳外傷 等)	陸上競 技・ボッ チャ	車いす	四肢麻痺で車いす使用(陸上競技)	四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者
			四肢麻痺で車いす常用、または使用(ボッチャ)	四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者
			けって移動	両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者
			片上下肢または片上肢で車いす使用	片側の上肢と下肢または片側の上肢で車いすを操作する者
			上肢で車いす使用(陸上競技)	上肢による車いす使用者【注4】
		立位	その他走不能(陸上競技)	下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者
			その他走不能(ボッチャ)	杖や下肢装具等の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者
			上肢に不随意運動を伴う走可能(陸上競技)	目的動作に障害のある上肢協調運動障害があるが、杖・歩行器を用いて走ることが可能な者
			その他走可能(陸上競技)	【注5】
	水泳		四肢麻痺(車いす常用)	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者で上肢駆動による車いす使用者
			上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害があり、走ることが不可能な者
			両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者(車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い)
			上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	上肢の協調運動障害が軽度な者で、走ることが不可能な者
			片側障害で片上肢機能全廃	片側障害で患側上肢のストロークの動作も走ることも両方が不可能な者
			その他の片側障害で走不能	片側障害で患側上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者
			その他走可能	上肢の協調運動障害が軽度で走ることが可能な者や、片側障害で走可能な者等、上記区分に該当しない者
	卓球	車いす	車いす使用	車いすを使用して競技をするすべての脳原性麻痺者
			杖または松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技をする者
		立位	上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害がある者
			上肢に不随意運動なし	上肢の協調運動障害のない立位者
			片側障害	片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障害があるが、杖や松葉杖等を使用して競技をしない者

【注4】ハンドリムを瞬時に把持したり、ハンドリムをプッシュする際に肘関節を完全に伸展させることができるもののはこの区分に該当する。

【注5】「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない杖・歩行器を用いて走ることが可能な者すべてがこの区分に該当する。

■肢体不自由4

その他	電動車いす常用(陸上競技)	四肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者
	電動車いす常用(ボッチャ)	四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者
	浮具使用(水泳)	重度の四肢体幹機能障害のあるもので、浮具を使用する者

■視覚障害

視覚障害	視力0から0.01まで	【注6】【注7】
	その他の視覚障害	

【注6】視力は、「矯正後の良い方の視力」で判定する。視力を算出する際、光覚弁、手動弁は視力0、指數弁は視力0.01とする。

【注7】矯正後の良い方の視力が0.02以上の場合は、視野障害の有無に関わらず、その他の視覚障害に区分される。

■聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害

聴覚・平衡機能障害、 音声・言語、そしゃく機 能障害	聴覚障害	区分しない
----------------------------------	------	-------

■知的障害

知的障害	知的障害	区分しない
------	------	-------

■内部障害

内部障害	ぼうこう又は直腸機能障害	脊髄損傷等で合併したぼうこう又は直腸機能障害者は含まない
------	--------------	------------------------------

■精神障害

精神障害	精神障害	区分しない
------	------	-------

第22回栃木県障害者スポーツ大会競技実施要項

1 競技運営

(1) 個人競技

ア 同一競技内で出場できる場合は、次のとおりとする。

出場種目

2 種目まで出場できる。ただし、陸上競技及びアーチェリー競技においては1種目とする。(陸上競技の4×100mリレーは除く)

イ 男女別に実施する。

ただし、フライングディスクのアキュラシー種目は除く。

ウ 予選は行わず、年齢区分、障害区分等による組み合わせを行い、各組を単位として一回の決勝競技とする。

エ 出場者の少ない種目は、別の年齢区分の者又は別の組み合わせの者と一緒に競技させることがある。この場合、順位の決定、記録の認定及び表彰は各年齢区分別又は組み合わせごとに行う。

オ フライングディスクについては、障害区分、年齢区分はないが、競技実施（組み合わせ編成）については、年齢順で行う。

カ ボッチャについては、「立位の部」、「座位の部」それぞれの個人戦を行う。

(2) 団体競技

チーム編成は、バスケットボール及びバレーボール（聴覚障害の部、知的障害の部）は男女別、バレーボール（精神障害の部）は男女混合とし、他の競技は男女混合を可とする。

2 表彰

(1) 個人競技の各競技種目の組ごとに1位から3位の者にメダルを授与する。

(2) 団体競技の優勝チーム、準優勝チームに賞状、メダルを授与する。

3 参加申込み

(1) 申込みの流れ

住所地の市町で申込みを行い、市町ごとに栃木県障害者スポーツ協会（以下、「スポーツ協会」という）へ申し込むこと。

ただし、施設、学校、福祉作業所に所属する者は、所属ごとにスポーツ協会へ申し込むこと。

(2) 出場申込書及び様式について

各選手団は、栃木県障害者スポーツ協会ホームページの「栃木県障害者スポーツ大会・出場申込書ダウンロード」専用ページ (<https://syospo-tochigi.org/private/4348/>) から該当ファイル (Excel) をダウンロードすること。

【申込書の様式】

- ① 選手団基本表 (様式1-1号)
- ② 大会出場人員調 (様式1-2号)
- ③ 陸上競技申込書 (様式2-1号)
- ④ 卓球・サウンドテーブルテニス申込書 (様式2-2号)
- ⑤ アーチェリー申込書 (様式2-3号)
- ⑥ フライングディスク申込書 (様式2-4号)
- ⑦ 水泳申込書 (様式2-5号)
- ⑧ ボッチャ申込書 (様式2-6号)
- ⑨ ボウリング申込書 (様式2-7号)
- ⑩ 陸上競技4×100mリレー申込書 (様式3号)

(3) 申込期限

ア 個人競技

令和8(2026)年3月18日(水)必着

【個人競技特例2次申込】

令和8(2026)年4月7日(火)必着

※学校(特別支援学校・学級等)や障害者施設の新入生・新規利用者を対象とする。

イ 団体競技

※調整中

(4) 申込書の提出方法

入力上の注意事項を参考に、直接ファイルに入力のうえ、電子メールで回答すること。

電子メールメッセージ作成の際は“件名”に選手団番号のみを入れること。

メールアドレス kenspo@syospo-tochigi.org

(5) 留意事項

ア 知的障害者の陸上競技 800m及び 1500mに参加する者は、次の記録を満たしていること。

800m 男子 4分30秒 女子 5分30秒

1500m 男子 8分00秒 女子 10分00秒

イ アーチェリーは、リカーブ部門又はコンパウンドボウ部門のいずれかの1種目に申込むことができる。

ウ フライングディスクは、アクユラシー1種目とディスタンス計2種目に申込むことができる。

4 ゼッケン（アスリートビブス）

(1) 個人競技（水泳を除く）に出場する選手は、競技用の服装に必ずゼッケンを付けること。

ゼッケンの色は、障害部門ごとに次のように色分けし、数字は黒字とする。

- ・ 肢体不自由者 [白]
- ・ 視覚障害者 [薄緑]
- ・ 聴覚障害者 [黄]
- ・ 知的障害者 [桃]
- ・ 内部障害者 [水色]
- ・ 精神障害者 [薄茶]

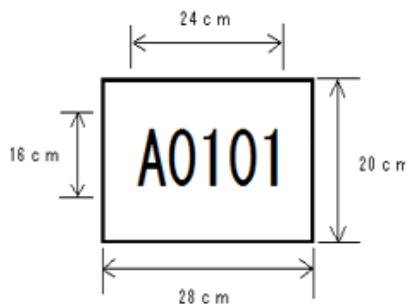
(2) ゼッケンの作成

① ゼッケン用の布は、各選手団で準備し使用すること。また、ゼッケン用の布を補充する場合は、下記に倣って黒字で太く作成すること。なお、補充用のゼッケン布については各選手団で準備すること。

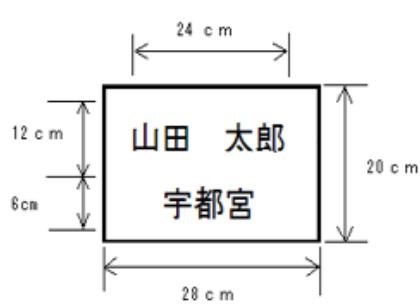
② 卓球（サウンドテーブルテニス含む）に出場する選手のゼッケンは、下記に倣って黒字で太く作成すること。

(3) ゼッケンは、原則として競技用服装に縫い付けること。（安全ピン可）

①ゼッケン（卓球以外）の記入例



②ゼッケン（卓球・サウンドテーブルテニス）の記入例



選手団番号 個人番号
(A01) (01)

5 その他

(1) この要項に定めるもののほか、競技運営上必要な事項は、競技ごとに競技運営主管団体と協議の上、競技実施要領に定める。

(2) 大会当日は、競技会場にテレビ局、新聞社等報道機関が来場し、選手の氏名・写真・映像が報道されることがある。また、大会プログラムやホームページ等に選手の氏名、障害区分（重複障害を含む。）、年齢区分、選手団名、競技中の写真や競技記録等を掲載する場合がある。

陸上競技実施要領（案）

1 競技規則

令和8（2026）年度「全国障害者スポーツ大会競技規則（令和8年4月1日第27版発行）」及び同年度の（公財）日本陸上競技連盟競技規則によるものほか、この要領の定めるところによる。

2 ウォームアップ

大会当日のウォームアップは、定められた場所・方法で安全に留意し、競技役員の指示に従って行うものとする。特にトラックの横断は、決められた通路を使い、練習の妨害にならないよう、安全に十分留意する。練習を行うに当たっては、競技役員の指示に従い安全に留意して行う。

（1）場所

- ・ クレイグラウンド及び雨天走路
- ・ 第2陸上競技場

（2）その他

ウォームアップについては、各チームの監督・コーチが必ず付き添い、事故のないように責任を持って行う。

3 招集

（1）場所 カンセキスタジアムとちぎ 1階「ゲート3」（1500mスタート地点後方）

（2）時刻 招集の開始及び完了の時刻は、競技進行表のとおりとする。

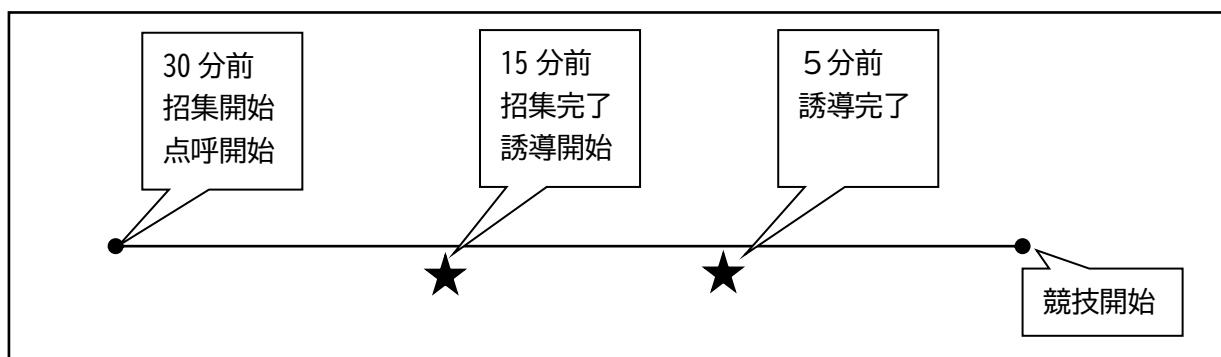
（3）方法

ア 選手は、招集完了時刻5分前までには集合し、必ず招集所で係員の点呼を受けてから入場する。なお、点呼の際は、ユニフォームのアスリートビブス（ゼッケン）を見せ確認を受けること。

イ 招集完了時刻に遅れた競技者は棄権とみなし、競技に出場することができない。

ウ リレー種目に出場するチームは、招集完了時刻の60分前までにオーダー用紙(1枚)にオーダーを記入し、招集所の競技者係に提出する。なお、オーダー用紙は、招集所で配布する。

エ 招集の流れは、競技開始時刻を基準として次のとおりとする。



4 服装等

（1）競技を行う時は、競技用の服装（ランニングシャツ、トレーニングシャツ等）を着用しなければならない。リレーに出場するチームの競技者は、原則、同一のユニフォームを着用しなければならない。

（2）アスリートビブス（ゼッケン）は、競技用服装の上衣の胸部及び背部に付ける。※安全ピン可ただし、跳躍競技の競技者は胸部又は背部のどちらかに付ければよい。また、車いす使用者は競技役員の指示に従い、車いすの見えやすい位置に取り付ける。

- (3) 腰ナンバー標識は、右腰（車いす競技者はヘルメットの右側、50m競走に出場する車いす競技者は右腕等）によく見えるように取り付け、競技役員の確認を受ける。
- (4) 競技の際に使用する靴は、日本陸上競技連盟競技規則の定めるところとし、競技用靴のスパイクピンの長さは、9mm以下、走高跳及びソフトボール投は12mm以下とする。靴底の厚さは、トラック競技では800m未満の種目（リレーを含む。）は最大20mm、800m以上の種目は最大25mmとする。（フィールド競技に関しては靴底の厚さの規定は適用しない。）なお、障害により補装具等を使用している場合は、この限りではない。また、危険（けが）の予防上、裸足での競技参加は認めない。

5 介助者・伴走者

- (1) 「介助・伴走許可証（ビブス）」の交付を受けた者に限り競技場内に入場することができる。介助者・伴走者の入場を申請できる選手は、競技規則集に定める障害区分に拠る。その際は、競技開始前に理由を添えて申請し、主催者の許可を受けなければならない。
- (2) 介助者の服装は運動靴及び運動着とし、伴走者の服装は競技者の服装に準ずるものとする。
- (3) 伴走者は、50cm以内の非伸縮性の紐を持つこととする。フィニッシュで、競技者の斜め後ろに位置しなかった場合は、失格とする。
- (4) 介助者及び伴走者は、競技役員の指示に従うものとし、競技場内では競技者競技上有利になるような声掛け等をしてはならない。声掛け等は、助力とみなされ、競技役員から注意・警告を受け、聞き入れない場合は、当該競技者を失格とする（介助者が競技の伴走をした場合も助力とみなす）。
- (5) 介助者及び伴走者は、カメラ・ビデオ・携帯電話もしくは類似の機器等を競技区域内で所持または使用することはできない。また、競技に関係のない物についても持ち込むことはできない。

6 競技場への入退場

- (1) 競技場への入退場については、すべて競技役員の指示により行う。
- (2) 競技が終了した競技者は、競技補助員により競技終了者待機所に誘導された後、解散所に誘導され解散する。ただし、1位から3位までの入賞者は、競技補助員に競技終了者待機所に誘導された後、表彰者待機所まで移動し、表彰を受けた後、解散所で解散する。

7 競技方法

- (1) トラック競技の走路順又は競技順、フィールド競技の試技順は、プログラム掲載順とする。
- (2) 30m、50m、100m、200m、400m、4×100mリレー及び車いす競走は、セパレートレーンで行う。
ただし、視覚障害者（障害区分24）の50m競走は、オープンレーンで1名ずつ行う。
- (3) セパレートレーンで行う競技種目で棄権がある場合は、そのレーンを空けて実施する。
ただし、オープンレーンで行う種目はその限りではない。
- (4) 800m競走は、オープンレーンで行う。
- (5) トラック競技で他の競技者を妨害した場合は、その競技者を失格の対象とする場合がある。
- (6) セパレートレーンで行う視覚障害者のトラック競技で、伴走者を伴う競技者は、1競技者に2レーンを割り当てる。
- (7) リレーの参加区分は、男女混合とする。
- (8) 50mについては、スタンディングスタートのみとする。また、その場合、スターティング・ブロックを使用することはできない。
- (9) 走高跳を除くフィールド競技は3回までの試技が許される。
- (10) フィールド競技の場合、練習は試技順に1回を原則とする。

- (11) 車いすで 100m以上の競走競技に出場する競技者は、ヘルメットを着用して競技をしなければならない。ヘルメットの貸し出しありは行わない。
- (12) 車いすで 800m以上の競走競技に出場する競技者は、競技用車いす（レーサー）を使用しなければならない。
- (13) 砲丸投はローテーションで行い、ソフトボール投は3回連続して行うものとする。ただし、車いす使用者は、種目に関わらず3回連続して行う。
※車いす使用者以外の競技者についても、競技運営の関係上、3回連続して投げる場合がある。
- (14) ビーンバック投は、原則として円盤投のサークルを使用し、有効試技は 90 度の角度をなすラインの内側に落下したものとする。投げ方は自由である。
- (15) ソフトボール投は、やり投の規則に準じて行うが、投げ方は自由である。

8 用具

- (1) 50m（視覚）に使用する音源は、疾走合図ホーンを使用する。
- (2) ソフトボール投のボールは、3号ボール（ゴム球）を使用する。
- (3) 砲丸投の重量は下表のとおりとする。

性別	2. 721kg	4. 0kg
男	<p>【男子1部】 区分番号=12、19、20、21、22</p> <p>【男子2部】 区分番号=1、4～9、12～15、19～22、 24～25、26</p>	<p>【男子1部】 区分番号=1、4～9、13～15、24～25、 26</p>
女	<p>【女子1部】 区分番号=1、4～9、12～15、19～22、 24～25、26</p> <p>【女子2部】 区分番号=1、4～9、12～15、19～22、 24～25、26</p>	

- (4) フィールド競技で、助走路に使用できるマーカーは主催者が用意したものを2個まで、サークルからの投てき種目では1個まで置くことができる。個人の所有物は使用できない。

9 表彰式

表彰式は、各組の競技終了後に順次行う。

10 その他

- (1) 競技場へは、競技者、大会役員、競技役員、競技補助員、情報支援スタッフ、実施本部員及びあらかじめ許可された介助者・伴走者、報道関係者及び観察員等関係者以外は立ち入ることができない。
- (2) 抗議については、記録発表（大型スクリーンでの記録発表）の後、30分以内に競技者自身または代理人あるいはチームを公式に代表する者が招集所の競技者係まで申し出ること。その後の抗議は、一切受け付けない。

水泳競技実施要領（案）

1 競技規則

令和8（2026）年度の「全国障害者スポーツ大会競技規則集（令和8年4月1日第27版発行）」及び同年度の（公財）日本水泳連盟競泳競技規則によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 招集

招集所は、競技会場内に設ける。

競技者は、競技開始前に招集所で必ず点呼を受けること。

3 誘導

競技会場内での誘導は、競技役員及び補助員が行う。

4 介助者

介助者として競技会場内へ入場を希望する者は、競技役員の許可を得なければならない。

許可を得た介助者は、競技役員の誘導により入場するものとする。

5 撮影

写真・ビデオ等の撮影を希望する者は、主催者の許可を得なければならない。

スタート時のフラッシュ撮影は禁止する。

6 競技開始前のウォーミングアップ

(1) ウォーミングアップは、競技用プールの反対側のプールで行う。

(2) ウォーミングアップは、競技開始前の15分前までとする。

(3) 利用レーンは、障害種別により指定して行う。

7 競技方法

自由形、平泳ぎ、バタフライのスタートは、台上、台の横からの飛び込み、または水中スタートを選択できる。

8 練習

(1) 練習は、競技用プールの反対側のプールで行う。

(2) 練習の際は、役員・介助者等が必ず付き添うこと。

(3) 利用レーンは、障害種別により指定して行う。

アーチェリー競技実施要領（案）

1 競技規則

令和8（2026）年度の「全国障害者スポーツ大会競技規則（令和8年4月1日第27版発行）」及び同年度の（公社）全日本アーチェリー連盟競技規則によるものほか、この要領の定めるところによる。

2 入場

競技役員に番号布（ゼッケン）の確認を受けた後、係員の誘導で競技場に入ること。

3 介助者

- (1) 介助者として競技会場内へ入場を希望する者は、競技役員の許可を得なければならない。
- (2) 許可を得た介助者は、競技役員の誘導により入場するものとする。

4 番号布（ゼッケン）

競技用服装の上衣の胸部及び背部に縫い付けること。（安全ピン可）

5 競技方法

競技種目は、50・30mラウンド、30mダブルラウンドとする。

卓球・サウンドテーブルテニス競技実施要領（案）

1 競技規則

令和8（2026）年度の「全国障害者スポーツ大会競技規則集（令和8年4月1日第27版発行）」及び同年度（公財）日本卓球協会制定の日本卓球ルールによるものほか、この要領の定めるところによる。

2 招集

- (1) 招集所は、競技会場内に設ける。
- (2) 招集時刻は、原則として競技開始予定時刻の20分前に開始し、10分前に完了する。ただし、競技の進行により変更する場合があるので注意すること。

3 入場

競技役員に番号布（ゼッケン）の確認を受けた後、係員の誘導で競技場に入ること。

4 介助者

- (1) 介助者として競技会場内へ入場を希望する者は、競技役員の許可を得なければならない。
- (2) 許可を得た介助者は、競技役員の誘導・指示により入場するものとする。

5 番号布（ゼッケン）

- (1) 一般卓球に出場する競技者は、番号布を競技用服装の上衣の背部に縫い付けること。（安全ピン可）
- (2) STTに出場する競技者は、番号布を競技用服装の上衣の胸部及び背部に縫い付けること。（安全ピン可）

6 競技方法

- (1) 競技種目は一般卓球とサウンドテーブルテニス（略称STT）とし、一般卓球は、5ゲームマッチ（1ゲームは11本）、STTは5ゲームマッチ（1ゲームは11本）で行う。
- (2) 試合は原則としてトーナメント形式で行い、3位決定戦は行わない。

7 アドバイザー

アドバイザーは選手1名につき1名のベンチ入りを認める。

フライングディスク競技実施要領（案）

1 競技規則

令和8（2026）年度の「全国障害者スポーツ大会競技規則集（令和8年4月1日第27版発行）」によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 招集

- (1) 招集所は、競技会場内に設ける。
- (2) 招集の開始及び完了の時刻は、競技進行表のとおりとする。

3 入場

競技役員に番号布（ゼッケン）の確認を受けた後、係員の誘導で競技場に入ること。

4 介助者

- (1) 介助者として競技会場内へ入場を希望する者は、競技役員の許可を得なければならない。
- (2) 許可を得た介助者は、競技役員の誘導により入場するものとする。

5 競技者の服装

競技を行うときは、競技用の服装（ランニングシャツ等）とし、運動靴を着用すること。
番号布（ゼッケン）は競技用服装の上衣の胸部及び背部に縫い付けること。（安全ピン可）

6 競技方法

(1) アキュラシー競技

- ① アキュラシーは、全障害男女同一区分で実施する。
- ② 競技はすべて競技役員の指示により進行する。
- ③ 競技の試技順はプログラム記載順とする。
- ④ 競技は10回連続して試技するものとする。
- ⑤ 投げ方は自由とする。
- ⑥ 競技上有利となる用具の使用は認めない。
- ⑦ 視覚障害者に対しては、競技役員がアキュラシーゴール後方3mの距離から音源で知らせることができる。
- ⑧ 得点は、ディスクが地面に触れずに直接アキュラシーゴールを通過した回数とする。
逆方向から通過した場合は得点とならない。
- ⑨ 順位は得点の多さで決定する。
- ⑩ 同得点の場合は、第1得点を先に挙げた者を上位とする。第1得点が同じ場合は、順次、得点を先に挙げた者を上位とする。
- ⑪ ⑩の方法によって1位、2位、3位が決定しない場合は、1セット（3投）の再投（追加試技）を行い得点の多さで順位を決定する。但し、4位以下の者で同得点の場合は、再投は行わず、同順位とする。
- ⑫ ⑪の方法によって再投を行った結果、同得点となり1位、2位、3位が決定しない場合は、⑩の方法によって順位を決定する。
- ⑬ 再投は、順位が決定するまで、最大5セットまで行う。

- ⑯ ⑮の方法によっても順位が決定しない場合は、同順位とする。
- ⑰ 試技中に身体の一部や補装具（椅子等を含む）がスローイングラインのプレーヤー側の側面以外に触れたとき、または、スローイングラインを踏み越えたときは反則とする。ただし、フットレストがスローイングラインの上方空間に出ることは反則としない。反則のあった試技は1回の試技とみなすが、得点は無効とする。

(2) ディスタンス競技

- ① ディスタンスは、全障害を座位、立位に分け、男女別に実施する。
- ② 競技はすべて競技役員の指示により進行する。
- ③ 競技の試技順はプログラム記載順とする。
- ④ プレーヤーはスローイングエリア内で試技しなければならない。
- ⑤ プレーヤーは試技の前に1回の練習をしなければならない。
- ⑥ 競技は3回連続して試技するものとする。
- ⑦ 投げられたディスクの有効範囲は、競技フィールド内とする。
- ⑧ 距離の計測は、スローイングラインの中央の計測点から、ディスクが最初に地面に触れた点までとする。
- ⑨ 投げ方は自由とする。
- ⑩ 競技上有利となる用具の使用は認めない。
- ⑪ スローイングエリア外から助走したときは反則とする。その他スローイングに関する反則は、アキュラシー競技と同様に扱うものとする。
- ⑫ 記録は、3回の試技で最も距離の遠い着地点を計測する。
- ⑬ 計測はcm単位とし、1cm未満は切り捨てる。
- ⑭ 同記録の場合、1位、2位、3位は1投の追加試技により決定する。追加試技は、順位が決定するまで行う。4位以下の者が同記録の場合は、追加試技は行わず同順位とする。追加試技の記録は公式記録としない。

7 退場

競技が終了した者は、係員の誘導・指示に従い退場し、解散所において解散する。

8 用具

競技は主催者で用意した公式用具により行う。

ボッチャ競技実施要領（案）

1 競技規則

令和8(2026)年度の「全国障害者スポーツ大会競技規則集(令和8年4月1日第27版発行)」及び同年度の（一社）日本ボッチャ協会競技規則によるものほか、この要領の定めるところによる。

2 招集

- (1) 招集所は、競技場内に設ける。
- (2) 招集の開始及び完了の時刻は、競技進行表のとおりとする。

3 入場

競技役員にゼッケンの確認を受けた後、係員の誘導で競技場内に入ること。

4 競技アシスタント・ランプオペレーター

- (1) 車いす使用者のうち、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者には競技アシスタントが、ランプ使用者にはランプオペレーターが認められる。
- (2) 競技アシスタント及びランプオペレーターは、移動すること、方向を変えること、投球することに対して補助するものであって、選手の意思を離れて競技に介入することは許されない。

5 コーチ

試合に出場する選手には、コーチを1名配置することができる。コーチはエンドとエンドの間に選手に指示を出すことができる。

6 競技方法

- (1) 「立位の部」、「座位の部」それぞれの部門での個人戦を行う。
- (2) 「立位の部」、「座位の部」それぞれ2ブロックに分け、リーグ戦を行い、グループごとに順位を決定する。
- (3) リーグ戦における順位の決定方法は、次のとおりとする。
 - 1) 勝ち点（勝ち2点、分け1点、負け0点）の多い順とする。
 - 2) 複数チームが同じ勝ち点の場合は、(ア)総得失点差(イ)総得点の多い方(ウ)総失点の少ない方の順で決める。
- (4) ジャックボールを含めた各選手の投球時間の合計は、1エンドあたりそれぞれ4分とする。ただし、ランプを使用して競技を行う選手が出場する場合は、競技主管団体と協議の上、別途主催者が定める。
- (5) 競技は2エンドマッチで行われ、第2エンド終了時の総得点の高い方が勝利となる。
- (6) (タイブレイク) 2エンド終了時に同点だった場合は、コート中央のクロスにジャックボールを配置し1球ずつ投球してジャックボールにより近いボールを投球したチームを勝者とする。

7 その他

全国障害者スポーツ大会ボッチャ競技は、競技スタイル「立位1名」「座位1名」からなる2人1組のチーム編成となる。

ボウリング競技実施要領（案）

1 競技規則

令和8（2026）年度の「全国障害者スポーツ大会競技規則集（令和8年4月1日第27版発行）」及び同年度の（公財）JAPAN BOWLING 制定ボウリング競技規則によるものほか、この要領の定めるところによる。

2 招集

受付後、選手は指定されたボックスに招集し、開始式の開始10分前に完了する。

3 競技者の服装等

- (1) 服装は、ボウリング競技をする上で支障のないものを着用する。
- (2) ソックスを必ず履くこと。

4 競技方法

- (1) 試合の方法は、フレームごとに、左右の2つのレーンを交互に投球するデュアルレン（アメリカン）方式で行う。
- (2) 競技は、すべてスクラッチ2ゲーム（ハンディキャップ無し）とし、その合計得点により順位を決定する。
※順位決定の際、同点の成績の場合はゲームローハイ（スコアの最も高いゲームとスコアの最も低いゲームの差のこと）にて決定する。
- (3) 1ゲームごとに交代で投球する。
- (4) 投球練習は、競技開始前に競技役員の指示により、各選手が競技を行う2つのレーンで10分間行う。
- (5) 隣り合ったレーンで、同時に投球姿勢に入った場合は、右側レーンの選手を優先する。
- (6) ファウルについては、会場に備え付けの自動式ファウル判定機を使用する。
- (7) オートマチックスコアラー（操作盤）の操作は、全て競技役員が行う。
- (8) 競技は、競技日程に基づき実施し、すべて競技役員の指示で行う。

5 番号布（ゼッケン）

競技用服装の上衣の胸部及び背部に縫い付けること。（安全ピン可）

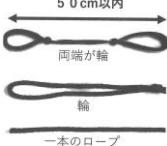
6 その他

- (1) 選手は、競技中ボウラーズベンチを離れてはならない。やむを得ず離れる場合は、必ず競技役員に申し出ること。
- (2) 選手以外にボウラーズベンチを除くボウラーズエリアへ入ることができる者は、競技役員のほか、各選手団の監督またはコーチ1名とする。各選手団の監督またはコーチが立ち入ることができるエリアは、自チームが競技しているボックスのみとする。
- (3) 競技会場のハウスボール及びハウスシューズを使用する場合は、参加申込書（様式第2-7号）にその旨を記載すること。
 - ア ハウスシューズ・・・ボウラーズベンチ後方の通路で履き替えること。
 - イ ハウスボール・・・競技終了後、速やかに元の場所に返却すること。
- (4) 参加費は1,100円とする。

第22回栃木県障害者スポーツ大会 競技規則 【陸上競技】

競技種目	適用障害区分コード	競技規則
30m	【肢体】 区分番号=7、8、16、19、 20、23	<p>第1条 原則 本規則に定める以外は、同年度の(公財)日本陸上競技連盟競技規則による。</p> <p>第2条 競走競技</p> <p>1 スタートについては、次のようにする。</p> <p>(1) 30m、50mについてはスタンディングスタートのみとする。また、その場合、スターティング・ブロックを使用することはできない。</p> <p>(2) 100m・200m・400m競走(4×100mリレーを含む)においてはクラウチングスタートをしなくてもよい、また、スターティング・ブロックを使用しなくてもよい。ただし、スタンディングスタートの場合、スターティング・ブロックを使用することはできない。</p>
50m	【肢体】 区分番号=1、2、3、4、5、6、 7、9、10、16、17、1 8、19、21、22 【視覚】 区分番号=24、25 【聴覚】 区分番号=26 【知的】 区分番号=27 【内部】 区分番号=28	<p>2 聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく機能障害者(以下「聴覚」という)部門のスタートは次のように行う。</p> <p>(1) 競技者全員が見えやすい位置とする。</p> <p>(2) 100m・200mについては、椅子に座った姿勢で、50m・800m・1500mについては、立った姿勢でピストルを発射する。</p> <p>(3)「On your marks:オン・ユア・マークス」(意味:位置について)で、ピストルを肩口に移動し、一方の手でブロックへの移動を促す。</p> <p>(4)「Set:セット」(意味:用意)でピストルを保持した腕を地面と平行に前方に伸ばす。</p> <p>(5)上記の姿勢を保持したまま、ピストルを発射する。</p>
100m	【肢体】 区分番号=1、2、3、4、5、6、9、 10、11、12、13、 14、15、19、21、22 【視覚】 区分番号=24、25 【聴覚】 区分番号=26 【知的】 区分番号=27	<p>3 車いすは身体の一部であり、その接地面がスタートラインや左側のラインに触れてはならない。</p> <p>4 車いすが完全に身体から離れ、レーンの外側に出た場合には他の競技者を妨害しなければ失格としない。</p> <p>【注】車いすが競技者から離れ、フィニッシュラインを通過してしまった場合は失格となる。</p>
200m	【肢体】 区分番号=11、12、13、14、15、 19、21、22 【視覚】 区分番号=24、25 【聴覚】 区分番号=26 【知的】 区分番号=27	<p>5 車いすおよび電動車いす使用者の順位は、胴体(トルソー)ではなく、先に到達した車輪の車軸がフィニッシュラインに到達したことで決める。</p> <p>6 視覚障害者(以下「視覚」という)部門の障害区分24に属する競技者は、競技エリア(トラックの走路)で光を通さないアイマスクまたはアイシェード(以下、アイマスクなど)を装着しなければならない。</p> <p>【注】アイマスクなどを外すことができる者は、審判員などを含む競技役員(以下、審判員など)が認めたときだけであり、無断で外す(アイマスクなどを顔から離したりめくったりする行為を含む)ことは認められない。審判員などが意図的に外したと認めた場合は失格とすることがある。なお、転倒や接触などの意図しない理由でアイマスクなどが外れた場合は、すみやかに装着し直すものとし、失格としない。</p>
400m	【知的】 区分番号=27	<p>7 視覚部門の障害区分24に属する競技者の50m 競走は次のように行う。なお、音源誘導者から発せられる音源や声は助力とはみなさない。</p> <p>(1) 8レーン分の幅を使用して行う。</p> <p>(2) 1名ずつによるタイムレースとする。</p> <p>(3) 音源誘導者がフィニッシュライン後方から鳴らす音源と走路内の競技役員の声によって競技者を誘導するものとし、音源はハンドマイクに収納した音源またはそれに類似するものとする。なお、視覚と聴覚の障害が重複している競技者は音源を使わずに伴走者との競技を認める。伴走者については、視覚部門の競走競技における伴走者に準ずる。</p> <p>(4) 安全管理上やむを得ない場合は、審判員などが声や競技者の身体にふれるなどによって方向を指示した場合でも競技は成立するものとする。</p> <p>同様に危険回避のため、音源誘導者がハンドマイクにより方向を指示した場合も、競技は成立するものとする。</p>
800m	【肢体】 区分番号=11、12、13、14、 5、19 【視覚】 区分番号=24、25 【聴覚】 区分番号=26 【知的】 区分番号=27	

第 22 回栃木県障害者スポーツ大会 競技規則 【陸上競技】

競技種目	適用障害区分コード	競技規則
1500m	<p>【肢体】 区分番号=1、2、3、11、12、13、 14、15、19、21、22</p> <p>【視覚】 区分番号=24、25</p> <p>【聴覚】 区分番号=26</p> <p>【知的】 区分番号=27</p> <p>【内部】 区分番号=28</p>	<p>8 視覚部門の競走競技は、障害区分24に属する競技者の50mを除き、次のような範囲で伴走者を認める。ただし、伴走者の反則は競技者の反則とする。</p> <p>(1) 1人とする。ただし、フィニッシュラインの50m 手前ならば 1 回に限り交代してもよい。</p> <p>(2) いかなる場合も、伴走者は競技者を引っ張ったり、押して前進させるといった推進を助けるようなことをしてはならない。ただし、視覚と聴覚の障害が重複している競技者の伴走者は、スタートのピストル音を競技者に伝えるため、ピストル音の直後ののみ競技者を引っ張ったり、押したりする行為は認められる。なお、この行為は助力とはみなさないが、スタートのピストル音を競技者に伝えた後に競技者を引っ張るなどの推進を助ける行為をした場合は助力となる。</p> <p>【注】推進を助けるような行為があった場合、フィニッシュ後に失格となることがある。</p> <p>(3) 競技者と伴走者は非伸縮性の紐などを使ったガイド用のロープ(以下、ガイドロープ)を持ち競技する。ガイドロープは以下の図のいずれかに該当する形状のもので、最も伸ばした状態におけるガイドロープ両端の最大長は 50cm 以下とする。競技者と伴走者はスタートからゴールまで離してはならない。ただし、転倒などにより一時的に離す事態が生じた場合は除く。</p> <p>【注】フィニッシュで競技者の斜め後ろに位置しなかった場合は、失格とする。</p>  <p>* 50cm 以上のガイドロープの両端を手に巻き付けるような方法は不可 * 持ちやすいようにロープの両端に結び目を作るなどは、結び目を含んだ両端の長さが 50cm 以内であれば可</p> <p>(4) 伴走者は口頭または選手に触れるなどの方法により、競技者に必要な情報(タイム、周回数、ペースなど)を伝えることができる。なお、その際にガイドロープ以外の道具を用いてはならない。</p> <p>9 視覚と聴覚の障害が重複し、クラウチングスタートの「Set:セット」の合図が聽こえない競技者が視覚部門に出場する場合は、スタート時に競技者と伴走者が静止する必要があるため、伴走者とは別に介助者がクラウチングスタートの「Set:セット」のタイミングを競技者に伝えなければならない。介助者が競技者へ伝える方法は、介助者が競技者に触れるなどの方法を用いるが、これは助力とはみなさない。なお、スタンディングスタートの場合は伴走者が「Set:セット」のタイミングを伝えるものとする。</p> <p>10 視覚部門の競走競技でセパレート・レーンを使用する場合には、スタートラインを延長して、1 人の競技者に1つ外のレーンを含む2レーンを割り当てる。(伴走者も2レーン分の中に入ること)延長するスタートラインは、ラインと同じ幅の白色の粘着テープ等を使用する。</p> <p>11 写真判定装置を使用する場合は、競技者は主催者が用意したナンバーカードを指定された場所につけなければならない。</p> <p>12 400mまでの競走及び4×100mリレーのセパレート・レーンにおいて、内側のレーンに入った場合は失格とする。ただし、直線においては、他の競技者を妨害しない限り失格としない。</p> <p>13 競走競技のスタートにおいて、出発合図後、1 分を経過しても走り出さない競技者は失格とする</p> <p>14 車いすで100m以上の競走競技に出場する競技者は、ヘルメットを着用すること。</p> <p>15 30m、50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。</p> <p>16 車いすで800m以上の競走競技に出場する競技者は、競技車(レーサー)を使用しなければならない。</p> <p>17 4×100mリレーは男女混合とする。</p>
4×100 m リレー	【知的】 区分番号=27	

第22回栃木県障害者スポーツ大会 競技規則 【陸上競技】

スラローム	<p>【肢体】 区分番号=10、11、12、16、17、18、19、23</p>	<p>第3条 スラローム</p> <p>1 スラロームは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 旗門の幅は1.27m~1.3m、距離は30mとする。</p> <p>(2) 競技は原則として2人の競走とし、所要時間によって順位を決定する。 【注】3及び7レーンを使用する。</p> <p>(3) 旗門の位置は次のとおりとする。(スラロームのコース図)参照</p> <p>(4) 白色の旗門は前進、赤色旗門は後進によって通過しなければならない。</p> <p>(5) スタート・ラインより6m地点の旗門と18mの旗門の通過方法は、次のとおりとする。</p> <p>①1本目の旗門を右回り(左回り)で1周した後、2本目の旗門を左回り(右回り)で1周し通過すること。</p> <p>(6) 旗門を倒した場合は、1本につき所要時間に5秒を加算する。ただし、倒した旗門に再び触れた場合は違反としない。</p> <p>(7) 通過の方法を間違えたままフィニッシュした場合は失格とする。ただし、フィニッシュラインに到達するまでならばやり直すことができる。その場合のやり直しは間違えた旗門より手前からを行い、以後の旗門をすべて正しく通過することが求められる。また、そのすべてが所要時間に含まれる。</p> <p>(8) スタートとフィニッシュは競走競技と同様に扱う。</p> <p>(9) 風力は計測しない。</p> <p>(10) 計時は手動とする。</p>
--------------	--	--

競技種目	適用障害区分コード	競技規則
走高跳	<p>【肢体】 区分番号=2、3 【視覚】 区分番号=25 【聴覚】 区分番号=26 【知的】 区分番号=27</p>	<p>第4条 跳躍競技</p> <p>1 走高跳を除き、各競技者は、3回までの試技が許される。</p> <p>2 視覚部門の走高跳は、助走しなくてもよいが、片足で踏切らなければならない。</p> <p>3 立幅跳の踏切りは、両足同時に踏切るものとする。</p> <p>4 視覚部門の障害区分24に属する競技者の走幅跳は、踏切線の横に踏切板標識を置かないものとする。また、障害区分25に属する競技者の走幅跳は、踏切板標識の代わりに踏切線を示す明確な指標を用意する。なお、使用については不要とする選手もいるため、各選手に確認をする。</p>
立幅跳	<p>【肢体】 区分番号=1、2、3、4、5、6、7、9、21、22 【視覚】 区分番号=24、25 【聴覚】 区分番号=26 【知的】 区分番号=27 【内部】 区分番号=28</p>	<p>5 視覚部門の障害区分24に属する競技者は、競技エリア(助走路及び砂場)で光を通さないアイマスクまたはアイシェード(以下、アイマスクなど)を装着しなければならない。 【注】アイマスクなどを外すことができるるのは、審判員などが認めたときだけであり、無断で外す(アイマスクなどを顔から離したりめくったりする行為を含む)ことは認められない。審判員などが意図的に外したと認めた場合は失格とすることがある。なお、転倒や接触などの意図しない理由でアイマスクなどが外れた場合は、すみやかに装着し直すものとし、失格としない。</p>
走幅跳	<p>【肢体】 区分番号=1、2、3、4、5、9、21、22 【視覚】 区分番号=24、25 【聴覚】 区分番号=26 【知的】 区分番号=27 【内部】 区分番号=28</p>	<p>6 視覚部門の走幅跳の踏切版の幅は日本陸上競技連盟競技規則によるが、長さは1mとし、この1.22m×1mの地域を踏切エリアとする。また、計測は、踏み切った場所の最も砂場に近い地点から踏み切り板前縁との平行線を引き、その平行線と着地点との最短距離で行う。ただし、踏切エリアの手前で踏み切った場合には、着地点と踏切エリアの砂場より最も遠い方までの最短距離を計測する。</p> <p>7 立幅跳の風力は計測しない。</p> <p>8 視力0から0.01まで(区分番号24)の者並びに知的障害部門の走幅跳の計測は、踏切点から着地点までの実測とする。</p> <p>9 視覚と聴覚の障害が重複している競技者が視覚部門に出場する場合、試技に入る前に限り、介助者または通訳者(以下、介助者など)は審判員の競技開始などの旗の合図を競技者に伝えることができる。介助者などが競技者へ伝える方法は、介助者などが競技者に触れるなどの方法を用いるが、これは助力とはみなさない。なお、介助者などは競技者に審判員の旗の合図を伝えた後は、速やかに競技エリア外に移動しなければならない。</p>

第 22 回栃木県障害者スポーツ大会 競技規則 【陸上競技】

競技種目	適用障害区分コード	競技規則
砲丸投	<p>【肢体】 区分番号=1、4、5、6、7、8、9、 12、13、14、15、 19、20、21、22</p> <p>【視覚】 区分番号=24、25</p> <p>【聴覚】 区分番号=26</p>	<p>第5条 投てき競技</p> <p>1 各競技者は、3回までの試技が許される。</p> <p>2 砲丸の重量は、次のとおりとする。</p> <p>【2.721kg】 男子1部=12、19、20、21、22 男子2部=該当する全ての区分番号 女子1部=該当する全ての区分番号 女子2部=該当する全ての区分番号</p> <p>【4kg】 男子1部=1、4、5、6、7、8、9、13、14、15、24、25、26</p> <p>3 車いすおよび電動車いす使用者の投てきは次のように行わなければならない。 (a) 助走することなく、<u>両臀部</u>がシートに着いた姿勢から投げ始めなければならない。 (b) 試技が完全に終了するまでは、<u>両臀部</u>がシートから離れてはならない。 (c) 車いす等を固定する場合は、地面と接地面がサークル及びやり投げ助走路ス ターティングラインの内側から出でてはならない。 (d) 地面に足をつけて投げても良い、ただし、サークルおよびやり投げ助走路ス ターティングラインの内側から出でてはならない。</p> <p>4 ソフトボール投は、やり投げの規則に準じて行うが、投げ方は自由である。</p> <p>5 ソフトボール投に使用するボールは、(公財)日本ソフトボール協会公認の「協会 3号ボール(ゴム球)」とする。</p> <p>6 ビーンバック投は、原則として円盤投げのサークルを使用し、有効試技は90度 の角度をなすラインの内側に落下したものとする。</p> <p>7 ビーンバック投は、ビーンバックを足にのせて蹴りだすことなども含めて投げ方 は自由である。</p> <p>8 視覚部門の障害区分24に属する競技者は、競技エリア(助走路及びサークル) で光を通さないアイマスクまたはアイシェード(以下、アイマスクなど)を装着しな ければならない。 【注】アイマスクなどを外すことができるるのは、審判員などが認めたときだけであ り、無断で外す(アイマスクなどを顔から離したりめくったりする行為を含む)こと は認められない。審判員などが意図的に外したと認めた場合は失格とすること がある。なお、転倒や接触などの意図しない理由でアイマスクなどが外れた場合 は、すみやかに装着し直すものとし、失格としない。</p> <p>9 視覚部門の投てき競技では、投てき方向を知らせるために声や音源、競技者の 身体に触れることによる援助は認められる。</p> <p>10 視覚と聴覚の障害が重複している競技者が視覚部門に出場する場合、試技に 入る前に限り、介助者または通訳者(以下、介助者など)は審判員の競技開始な どの旗の合図を競技者に伝えることができる。介助者などが競技者へ伝える方 法は、介助者などが競技者に触れるなどの方法を用いるが、これは助力とはみな れない。なお、介助者などは競技者に審判員の旗の合図を伝えた後は、速やかに 競技エリア外に移動しなければならない。</p> <p>11 車いす使用者の投てき競技において、車いすや椅子を固定するために競技役 員等が支持することは、助力とはみなさない。</p> <p>第6条 助力 (1)介助者及び通訳者による競技中の助力行為は認められない。助力を受けた競 技者は失格とする。 (2)競走競技及び跳躍競技における杖、歩行器の使用は認めない。</p>
ソフト ボール投	<p>【肢体】 区分番号=1、4、5、6、7、8、9、 12、13、14、15、1 8、19、20、21、22</p> <p>【視覚】 区分番号=24、25</p> <p>【聴覚】 区分番号=26</p> <p>【知的】 区分番号=27</p> <p>【内部】 区分番号=28</p>	<p>3 車いすおよび電動車いす使用者の投てきは次のように行わなければならない。 (a) 助走することなく、<u>両臀部</u>がシートに着いた姿勢から投げ始めなければならない。 (b) 試技が完全に終了するまでは、<u>両臀部</u>がシートから離れてはならない。 (c) 車いす等を固定する場合は、地面と接地面がサークル及びやり投げ助走路ス ターティングラインの内側から出でてはならない。 (d) 地面に足をつけて投げても良い、ただし、サークルおよびやり投げ助走路ス ターティングラインの内側から出でてはならない。</p> <p>4 ソフトボール投は、やり投げの規則に準じて行うが、投げ方は自由である。</p> <p>5 ソフトボール投に使用するボールは、(公財)日本ソフトボール協会公認の「協会 3号ボール(ゴム球)」とする。</p> <p>6 ビーンバック投は、原則として円盤投げのサークルを使用し、有効試技は90度 の角度をなすラインの内側に落下したものとする。</p> <p>7 ビーンバック投は、ビーンバックを足にのせて蹴りだすことなども含めて投げ方 は自由である。</p> <p>8 視覚部門の障害区分24に属する競技者は、競技エリア(助走路及びサークル) で光を通さないアイマスクまたはアイシェード(以下、アイマスクなど)を装着しな ければならない。 【注】アイマスクなどを外すことができるのは、審判員などが認めたときだけであ り、無断で外す(アイマスクなどを顔から離したりめくったりする行為を含む)こと は認められない。審判員などが意図的に外したと認めた場合は失格とすること がある。なお、転倒や接触などの意図しない理由でアイマスクなどが外れた場合 は、すみやかに装着し直すものとし、失格としない。</p> <p>9 視覚部門の投てき競技では、投てき方向を知らせるために声や音源、競技者の 身体に触れることによる援助は認められる。</p> <p>10 視覚と聴覚の障害が重複している競技者が視覚部門に出場する場合、試技に 入る前に限り、介助者または通訳者(以下、介助者など)は審判員の競技開始な どの旗の合図を競技者に伝えることができる。介助者などが競技者へ伝える方 法は、介助者などが競技者に触れるなどの方法を用いるが、これは助力とはみな れない。なお、介助者などは競技者に審判員の旗の合図を伝えた後は、速やかに 競技エリア外に移動しなければならない。</p> <p>11 車いす使用者の投てき競技において、車いすや椅子を固定するために競技役 員等が支持することは、助力とはみなさない。</p> <p>第6条 助力 (1)介助者及び通訳者による競技中の助力行為は認められない。助力を受けた競 技者は失格とする。 (2)競走競技及び跳躍競技における杖、歩行器の使用は認めない。</p>
ビーン バック投	【肢体】 区分番号=10、11、16、17、23	<p>4 ソフトボール投は、やり投げの規則に準じて行うが、投げ方は自由である。</p> <p>5 ソフトボール投に使用するボールは、(公財)日本ソフトボール協会公認の「協会 3号ボール(ゴム球)」とする。</p> <p>6 ビーンバック投は、原則として円盤投げのサークルを使用し、有効試技は90度 の角度をなすラインの内側に落下したものとする。</p> <p>7 ビーンバック投は、ビーンバックを足にのせて蹴りだすことなども含めて投げ方 は自由である。</p> <p>8 視覚部門の障害区分24に属する競技者は、競技エリア(助走路及びサークル) で光を通さないアイマスクまたはアイシェード(以下、アイマスクなど)を装着しな ければならない。 【注】アイマスクなどを外すことができるのは、審判員などが認めたときだけであ り、無断で外す(アイマスクなどを顔から離したりめくったりする行為を含む)こと は認められない。審判員などが意図的に外したと認めた場合は失格とすること がある。なお、転倒や接触などの意図しない理由でアイマスクなどが外れた場合 は、すみやかに装着し直すものとし、失格としない。</p> <p>9 視覚部門の投てき競技では、投てき方向を知らせるために声や音源、競技者の 身体に触れることによる援助は認められる。</p> <p>10 視覚と聴覚の障害が重複している競技者が視覚部門に出場する場合、試技に 入る前に限り、介助者または通訳者(以下、介助者など)は審判員の競技開始な どの旗の合図を競技者に伝えることができる。介助者などが競技者へ伝える方 法は、介助者などが競技者に触れるなどの方法を用いるが、これは助力とはみな れない。なお、介助者などは競技者に審判員の旗の合図を伝えた後は、速やかに 競技エリア外に移動しなければならない。</p> <p>11 車いす使用者の投てき競技において、車いすや椅子を固定するために競技役 員等が支持することは、助力とはみなさない。</p> <p>第6条 助力 (1)介助者及び通訳者による競技中の助力行為は認められない。助力を受けた競 技者は失格とする。 (2)競走競技及び跳躍競技における杖、歩行器の使用は認めない。</p>

第 22 回栃木県障害者スポーツ大会競技規則 【水泳競技】

競技種目	適用障害区分コード	競技規則
自由形 25m	<p>【肢体】 区分番号=1~22(1部・2部)</p> <p>【視覚】 区分番号=23~24(1部・2部)</p> <p>【聴覚】 区分番号=25(1部・2部)</p> <p>【知的】 区分番号=26(3年齢区分)</p>	<p>第 1 条 原則 本規則に定める以外は、同年度の(公財)日本水泳連盟競技規則による。</p> <p>第 2 条 出発</p> <p>1 自由形、平泳ぎ、バタフライの飛び込みによるスタートは、台上、台の横から立位または座位によるスタートを選択できる。 【注】飛び込みによるスタートは、プールの水深を確認し、注意してからスタートする。</p> <p>2 自由形、平泳ぎ、バタフライの水中スタートは、少なくとも片手でスタートингグリップを含むプールの壁をつかんだ状態からスタートしなければならない。身体的理由により壁をつかめない場合は、水面上の身体の一部がプールの壁についていればよい。また、審判長の判断により安全な用具の使用も認められる。</p> <p>3 背泳ぎのスタートにおいて身体的理由により両方の手でスタートингグリップをつかめない場合は、少なくとも片手でスタートингグリップを含むプールの壁をつかみ壁側に向いた状態からスタートしなければならない。壁をつかめない場合は、水面上の身体の一部がプールの壁についていればよい。また、審判長の判断により口に加えるロープなど安全な用具の使用も認められる。</p> <p>4 身体的理由により壁をつかむことができず、かつ、身体の一部を壁につけることができない場合には、スタートの合図がなされるまで足をプールの壁につけて保持してもらってよい。ただし、スタートの際に競技者を支えている者は競技者に勢いを与えてはならない。<u>与えたとみなされた場合は、失格となる。</u></p> <p>5 次の障害区分の競技者は、スタートの際、必要があれば競技役員または許可された者が、身体を支えるだけのために補助をしてよい。この場合、競技者を支えている者は競技者に勢いを与えてはならない。<u>与えたとみなされた場合は、失格となる。</u></p> <p>(1)肢体部門1:多肢切断、片上肢完全・片下肢完全、両上肢不完全(区分番号11) (2)肢体部門2:第7頸髄まで残存(区分番号13) (3)肢体部門3:四肢麻痺(車いす常用)、上肢に著しい不随運動を伴う走不能、片側障害で片上肢機能全廃(区分番号17、19) (4)肢体部門4:浮具使用(区分番号22)</p> <p>6 聴覚障害者のスタートでは、出発合図員は全競技者から見やすい位置で、言葉とジェスチャーを併用して合図する。<u>または、光刺激スタート合図システムを利用して行う。</u></p> <p>7 視覚と聴覚の障害が重複している競技者が出場する場合は、審判長の長いホイッスル、出発号令員の号令、スタートの合図を競技者に伝えるため、介助が競技者の身体に触れることが認められる。ただし、スタートの合図を競技者に伝える際に、介助者は競技者に勢いを与えてはならない。<u>与えたとみなされた場合は失格となる。</u></p> <p>第 3 条 競技</p> <p>1 義肢、装具、足ひれや手につけるパドルなどの使用は認めない。</p> <p>2 自由形に限り、プールの底に立つことは失格とならないが、歩くことは許されない。競技中にレーンロープを引っ張ってはならない。</p> <p>3 障害区分23の競技者は、競技中に光を通さないゴーグルを装着し競技終了まで外してはならない。 【注】ゴーグルを外すことができるの、審判または競技役員が認めたときだけであり、いかなる理由があっても意図的にゴーグルを外してはならない。</p> <p>4 障害区分 23 の競技者及び 24 でタッピングを必要とする競技者は、スタートやターン後に、使用されてはいけないレーンで水面に出た場合、そのレーンでゴールすることが認められる。使用されているレーンで水面に出た場合は、本来のレーンに戻ることが望ましい。</p>
背泳ぎ 25m	<p>【肢体】 区分番号=1~12、14~16、18~21(2部) 区分番号=13、17、22(1部・2部)</p> <p>【視覚】 区分番号=23~24(2部)</p> <p>【聴覚】 区分番号=25(2部)</p> <p>【知的】 区分番号=26(3年齢区分)</p>	<p>6 聴覚障害者のスタートでは、出発合図員は全競技者から見やすい位置で、言葉とジェスチャーを併用して合図する。<u>または、光刺激スタート合図システムを利用して行う。</u></p> <p>7 視覚と聴覚の障害が重複している競技者が出場する場合は、審判長の長いホイッスル、出発号令員の号令、スタートの合図を競技者に伝えるため、介助が競技者の身体に触れることが認められる。ただし、スタートの合図を競技者に伝える際に、介助者は競技者に勢いを与えてはならない。<u>与えたとみなされた場合は失格となる。</u></p> <p>第 3 条 競技</p> <p>1 義肢、装具、足ひれや手につけるパドルなどの使用は認めない。</p> <p>2 自由形に限り、プールの底に立つことは失格とならないが、歩くことは許されない。競技中にレーンロープを引っ張ってはならない。</p> <p>3 障害区分23の競技者は、競技中に光を通さないゴーグルを装着し競技終了まで外してはならない。 【注】ゴーグルを外すことができるの、審判または競技役員が認めたときだけであり、いかなる理由があっても意図的にゴーグルを外してはならない。</p> <p>4 障害区分 23 の競技者及び 24 でタッピングを必要とする競技者は、スタートやターン後に、使用されてはいけないレーンで水面に出た場合、そのレーンでゴールすることが認められる。使用されているレーンで水面に出た場合は、本来のレーンに戻ることが望ましい。</p>
背泳ぎ 50m	<p>【肢体】 区分番号=1~12、14~16、18~21(1部)</p> <p>【視覚】 区分番号=23~24(1部)</p> <p>【聴覚】 区分番号=25(1部)</p> <p>【知的】 区分番号=26(3年齢区分)</p>	<p>6 聴覚障害者のスタートでは、出発合図員は全競技者から見やすい位置で、言葉とジェスチャーを併用して合図する。<u>または、光刺激スタート合図システムを利用して行う。</u></p> <p>7 視覚と聴覚の障害が重複している競技者が出場する場合は、審判長の長いホイッスル、出発号令員の号令、スタートの合図を競技者に伝えるため、介助が競技者の身体に触れることが認められる。ただし、スタートの合図を競技者に伝える際に、介助者は競技者に勢いを与えてはならない。<u>与えたとみなされた場合は失格となる。</u></p> <p>第 3 条 競技</p> <p>1 義肢、装具、足ひれや手につけるパドルなどの使用は認めない。</p> <p>2 自由形に限り、プールの底に立つことは失格とならないが、歩くことは許されない。競技中にレーンロープを引っ張ってはならない。</p> <p>3 障害区分23の競技者は、競技中に光を通さないゴーグルを装着し競技終了まで外してはならない。 【注】ゴーグルを外すことができるの、審判または競技役員が認めたときだけであり、いかなる理由があっても意図的にゴーグルを外してはならない。</p> <p>4 障害区分 23 の競技者及び 24 でタッピングを必要とする競技者は、スタートやターン後に、使用されてはいけないレーンで水面に出た場合、そのレーンでゴールすることが認められる。使用されているレーンで水面に出た場合は、本来のレーンに戻ることが望ましい。</p>

第 22 回栃木県障害者スポーツ大会競技規則 【水泳競技】

		<p>5 障害区分23の競技者および同等の障害が重複する競技者のゴールとターンでは、競技役員または許可された者が安全な棒などを使って身体をたたいて合図(タッピング)しなければならない。障害区分24の競技者には行うことができる。</p> <p>6 浮具使用の浮具とは、完全に浮力を補助するための<u>道具</u>で、スイミングヘルパー やアームヘルパーなどをいう。</p>
平泳ぎ 25m	<p>【肢体】 区分番号=1~12、14~16、18 ～21(2部) 区分番号=13、17、22(1部・2部)</p> <p>【視覚】 区分番号=23~24(2部)</p> <p>【聴覚】 区分番号=25(2部)</p> <p>【知的】 区分番号=26(3年齢区分)</p>	<p>第4条 自由形・背泳ぎ・平泳ぎ・バタフライ 身体障害によりやむを得ないと認められた場合には各泳法の規則を緩和することができます。</p>
平泳ぎ 50m	<p>【肢体】 区分番号=1~12、14~16、1 8~21(1部)</p> <p>【視覚】 区分番号=23~24(1部)</p> <p>【聴覚】 区分番号=25(1部)</p> <p>【知的】 区分番号=26(3年齢区分)</p>	
バタフライ 25m	<p>【肢体】 区分番号=1~8、12、14~16、1 8、20、21(2部) 区分番号=9~11、19(1部・2部)</p> <p>【視覚】 区分番号=23~24(2部)</p> <p>【聴覚】 区分番号=25(2部)</p> <p>【知的】 区分番号=26(3年齢区分)</p>	
バタフライ 50m	<p>【肢体】 区分番号=1~8、12、14~16、1 8、20、21 (1部)</p> <p>【視覚】 区分番号=23~24(1部)</p> <p>【聴覚】 区分番号=25(1部)</p> <p>【知的】 区分番号=26(3年齢区分)</p>	

第22回栃木県障害者スポーツ大会競技規則 【アーチェリー競技】

競技種目	適用障害区分コード	競技規則
50m・30m ラウンド	【肢体】 区分番号=1~6 【聴覚】 区分番号=7	<p>第1条 原則 本規則に定める以外は、同年度の(公社)全日本アーチェリー連盟競技規則による。</p> <p>第2条 標的競技 1 種目は男女とも次のとおりとする。 (1)50m・30m ラウンド 50m・30mの各距離から1エンド3射(2分以内)で36射ずつ行射する。 (2)30mダブルラウンド 30m・30mの各距離から1エンド3射(2分以内)で36射ずつ行射する。</p> <p>2 種別は、全国障害者スポーツ大会競技・種目による。</p> <p>3 部門はリカーブ部門とコンパウンド部門とする。</p> <p>4 コンパウンド部門50・30mラウンド障害区分1の50mでは、全寸法80cm の標的面を、30mでは6リング標的面を使用する。</p>
30mダブル ラウンド	【内部】 区分番号=8	<p>第3条 競技方法</p> <p>1 リカーブ部門の用具 障害区分1(第8頸髄まで残存)及び障害区分3(上肢障害)の競技者はリカーブ部門において、審判長の承認を得て手に補助具(リリースエイド等の発射装置)を使用することができる。また、障害区分1及び障害区分3以外の競技者で上肢にも障害があり、補助具を使用しないと行射できない競技者も、審判長の承認を得れば使用することができる。</p> <p>2 行射 (1)「車いす」という言葉に適合していれば、どのような形式の車いす(4個を超える車輪がないことを前提)も使用できる。 (2)車いすあるいは椅子使用の競技者は、シューティングラインの後方に少なくとも車いすの1輪または椅子の1脚を置いて行射しなければならない。 (3)行射中は押手並びに弓を車いすや椅子等で支えてはならない。 (4)椅子使用の競技者は、背もたれや肘掛けなどを含め、座面より上に体を支える構造があつてはならない。 (5)車いすの競技者は、足やフットレストを地面につけてはならない。 (6)転倒防止器具の使用は認められる。 (7)弓の押し手に障害があり、弓のハンドルをしっかりと握れない選手は、ハンドルと手をバンデージで固定することが認められる。 (8)前腕切断などで弓を持つことができない選手は、人工補助用具や義肢を使って弓を持つことが認められる。これら補助具は、矢を放つときに弓の動きを妨げず、完全に固定されていない、または着脱可能である限り、弓に装着することができる。 (9)押し手に障害があり、肘が伸ばせない選手は肘の装具を使用することができる。 (10)引き手に障害のある選手は、リストガードの使用、またはリストガードとリリースエイドの併用が認められる。 (11)下肢長差があり、足または足の一部を持ち上げる装置を使用する選手は、靴に装着する・しないを問わず使用が認められる。ただし、シューティングラインにいる他の選手の妨げにならないこと、地面に接地していること、靴の底面からはみ出す部分が2cm を越えないことが条件となる。</p> <p>3 立順 2名または3名の競技者が同時に行射する場合、車いすまたは椅子使用の競技者は、常にシューティングラインにとどまてもよい。その場合、弓を膝の上もしくはシューティングライン後方に置くことによって行射を終了したものとする。</p> <p>4 得点記録 得点記録および矢の回収は、競技運営主管団体が競技者からの委託を受けて行うものとする。</p> <p>5 アシスタント (1)特別な事情のある競技者には、主催者の許可を得てアシスタントを付けることができる。ただし、原則アシスタントを認めるのは、障害区分1の競技者のみとする。 (2)障害区分1に該当する競技者につくアシスタントの役割はノックイングやサイトの移動、または競技者にとって必要な身辺の介助などで、他の競技者の迷惑にならない範囲で助言が認められている。 (3)行射時間外の介助(弓具の移動や車いすの介助等)のみを行う場合は申請不要とする。</p>

第 22 回栃木県障害者スポーツ大会競技規則 【卓球競技】

競技種目	適用障害区分コード	競技規則
卓 球	<p>【肢体】 区分番号=1~14</p> <p>【視覚】 区分番号=16</p> <p>【聴覚】 区分番号=17</p> <p>【知的】 区分番号=18</p> <p>【精神】 区分番号=19</p>	<p>第1条 原則 本規則に定める以外は、同年度の(公財)日本卓球協会制定の日本卓球ルールによる。</p> <p>第2条 卓球</p> <p>1 肢体不自由者及び知的障害者については、フリーハンド(ラケットを持っていない手の手首より先)がコートに触れても失点としない。ただし、コートを支えて打ったり、テーブルを動かしてはならない。</p> <p>2 身体的な理由により審判長の承認を得、主審が相手方にサービスの仕方について変更を知らせた場合には、サービスの規定を緩和することができる。また、知的障害者についても、主審が対戦者の不利にならないと認めた場合、サービスの規定を緩和することができる。</p> <p>3 車いす使用者が正しく出されたサービスをレシーブする際ボールが、①レシーバーのコートに触れた後、ネット方向に戻った場合、②レシーバーのコートに止まった場合、③レシーバーのコートに触れた後、どちらかのサイドラインを横切った場合は、ラリーはレットとなる。ただし、「レット」が宣告される前に打球した場合は、有効となる。</p> <p>4 知的障害や精神障害が原因と認められる試合の中止があった場合、1つのマッチでの中断時間は最大10分間とする。また、速やかな試合進行のために、審判、監督、介助者等が競技者に進行を促す言葉をかけたり競技者に触れることができる。</p>

第22回栃木県障害者スポーツ大会競技規則【サウンドテーブルテニス】

競技種目	適用障害区分コード	競技規則
サウンド テーブル テニス	【視覚】 区分番号=15	<p>第3条 サウンドテーブルテニス（略称 STT）</p> <p>1 サービス</p> <p>(1) サーバーは、主審の「プレー」の宣告の後10秒以内に、次の条件を満たした後でレシーバーと主審・副審に聞こえるように「いきます」と言わなければならない。 「いきます」の発声時並びにその後に条件を満たしていない場合は、「フォルト」となり、「いきます」から「ハンドオンテーブル」が発生する。 ① 「サービスエリア」内にボールを静止させ、ボールの移動や回転を認めない。ゆらゆら揺れるだけのものは静止と認める。また、静電気によるものや風、テーブルの傾斜によるものは「フォルト」としない。 ② 審判員が明らかに離れていると見えるように、フリーハンドをボールから離す。 ③ ラケット(ラケットハンドを含む)をボールから10cm以上離し、ラケットの動きを止めること。 (2) レシーバーは、サーバーが「いきます」と言った後、5秒以内にサーバーと主審・副審に聞こえるように「はい」と言わなければならない。「はい」から「ハンドオンテーブル」が発生する。 (3) サーバーは、レシーバーが「はい」と返事をした後、5秒以内サービスをしなければならない。 (4) サービスされたボールは、ネットの下を通過し、「レシーブエリア」に達しなければならない。ただし、レシーバーがレシーブエリア外でボールを打ったときは、有効なサービスとしてラリーを継続することになる。 (5) サービスのときのラケットの空振りは認めない。 (6) サービスのとき、ラケットの空振りや、ボールがネットに触れた場合はフォルトとなる。</p> <p>2 リターン</p> <p>(1) リターンされたボールは、他領コートの守備コート内で「停止」をするか、他領コートのエンドフレームの内側面に触れた後、「セーフ」になるように打たなければならない。 (2) ボールがエンドフレームに当たらず飛び出た場合や、エンドフレームの内側面に当たらず、上面に直接触れて飛び出た場合は「アウト」とし相手のポイントとなる。 (3) リターンは、自領コート内で打球しなければならない。</p> <p>3 レット</p> <p>次の場合、ラリーはレットとなる。</p> <p>(1) 主審が「プレー」の宣告をしないうちに「行きます」と発声したり、サービスが出されたとき。 (2) サーバーが「いきます」と声を発したが、レシーバーの「はい」の返事が終わらぬうちにサービスが出されたとき。 (3) プレーが主審または副審により中断されたとき。中断は次の場合である。 ① サービス・レシーブの順序、またはエンドの誤りを正す場合。 ② 促進ルールを適用する場合 ③ 競技者に注意、警告、または罰則を与える場合。 ④ ラリーの結果に影響がおよぶほどに競技条件が乱された場合。 (4) レットになった場合、直前のポイントで再開される。</p> <p>4 ポイント</p> <p>ラリーがレットにならない限り、次の場合などにポイントが与えられる。</p> <p>(1) 「サービス」を正しく行えなかつたとき。 (2) 「リターン」を正しく行えなかつたとき。 (3) ラケット(グリップを含む)とラケットハンド以外のもので打球したとき。 (4) 「オブストラクション」を行つたとき。 (5) 「ダブルヒット」をしたとき。 (6) 「ホールディング」をしたとき。 (7) 打球が相手の守備コート以外で「停止」となつたとき。 (8) 打球が相手のエンドフレームに触れた後、「アウト」となつたとき。 (9) 「ハンドテーブル」をしたとき。 (10) 「ムードテーブル」を行つたとき (11) 競技者またはその着用あるいは所持している物が、「ネットアセンブリ」に触れたとき。 (12) 打球が、相手のエンドフレームに触れた後、「セーフ」となつたとき。 (13) 打球が、相手のエンドフレームに触れず、守備コートで「停止」したとき。</p>

第22回栃木県障害者スポーツ大会競技規則【サウンドテーブルテニス】

競技種目	適用障害区分コード	競技規則
サウンド テーブル テニス	【視覚】 区分番号=15	<p>5 ゲーム 1ゲームの勝敗は、11ポイントを先取した競技者を勝ちとする。ただし、両競技者の得点が10ポイントに達した後は、2ポイントの差をつけた競技者を勝ちとする。各ゲームは、主審の「プレー」の宣言時から計測され、10分以内に終了しなかった場合は、促進ルールが適用される。</p> <p>6 マッチ (1) 1マッチは5ゲームからなり、3ゲームを先取した競技者を勝ちとする。 (2) 認められた休憩時間、緊急中断を除き、競技は1マッチを通して継続的でなければならない。</p> <p>7 サービス・レシーブおよびエンドの順序 (1) 得点の合計が2ポイント増すごとにゲームが終了するまで、それまでレシーブをしていた競技者がサービスをする。また双方が10ポイントになるか、促進ルールが適用されたときは、順序を変えず1ポイントごとにサービスを交替する。 (2) 競技者が、ある一方のエンドでゲームを開始した場合は、次のゲームでは他方のエンドで試合をするものとし、1マッチの勝敗を決定するゲームでは、どちらかの競技者が5ポイントを先取したときにエンドを交替する。</p> <p>8 休憩、タイムアウト ① ゲームとゲームの間に1分以内の休憩をとることができる。 ② 各ゲームの開始から6ポイントごと、及びマッチの勝敗を決定するゲームにおけるエンドの交替時に、タオルを使用するための短い休憩をとることができる。ただし、汗拭きのためにアイマスクまたはアイシェードを取り外すことができるには、主審が認めたときだけであり、テーブルに背を向け行わなければならない。 ③ 競技者は、マッチにおいて1分以内の“タイムアウト”を1回要求することができる。 ④ 競技者あるいは指名された助言者が“タイムアウト”を要求できる。 ⑤ “タイムアウト”的要求は、ボールがインプレー中でないとみでき、その際口頭あるいは手で[T]を示すものとする。</p> <p>9 促進ルール (1) ゲームの開始後10分経過しても終了しない場合は、促進ルールが適用される。ただし、10分経過時のポイント合計が少なくとも18ポイント(9:9もしくは10:8)に達した場合には促進ルールは、適用されない。 (2) 10分が経過したときにボールがプレー中であった場合は、その競技を中断させ、次いで中断されたラリーにおいてサービスを行った競技者のサービスで再開される。 (3) 10分が経過したときにボールがプレー中でなかった場合は、直前のラリーでレシーブをした競技者のサービスで競技が再開される。 (4) 競技者は、1ポイントずつ交替してサービスを行うものとする。また、レシーバー側が7回の正規のリターンを行ってもそのラリーが続いた場合には、レシーバー側にポイントが与えられる。 (5) 促進ルールが適用される場合には、そのマッチ終了まで促進ルールである。 (6) あるゲームが10分経過した場合、そのマッチの残りゲームは促進ルールで行われる。 (7) 促進ルールが適用されるとき、主審はその旨を競技者及び観客に判るように宣言しなければならない。 (8) 促進ルール適用中は、審判員による声を発してのストロークカウントは行わない。</p> <p>10 ホールディング ホールディングとは、打球時に音がしなかつた場合をいう。また、次の動作も、打球音を出せないものと判断しホールディングとみなす。 ① インパクト時におけるラケットの打球面とテーブルの上面との角度が60度未満であった場合。 ② 打球時に、ラケットでテーブルの上面を「叩いたりこすったり」して、打球音を聞きにくくした場合。</p>

第22回栃木県障害者スポーツ大会競技規則 【フライングディスク】

競技種目	適用障害区分コード	競技規則
アキュラシー	【肢体】 【視覚】 【聴覚】 【知的】 【内部】	<p>1 種目</p> <p>(1) ディスリート・ファイブ スローイングラインの中央よりアキュラシーゴールまでの距離を5mとする。</p> <p>(2) ディスリート・セブン スローイングラインの中央よりアキュラシーゴールまでの距離を7mとする</p> <p>2 競技方法</p> <p>(1) 試技は10投連続して行う。</p> <p>(2) 投げ方は自由とする。</p> <p>(3) プレーヤーが視覚障害者の場合は、競技役員がアキュラシーゴール後方3mの距離から音源によってアキュラシーゴール中心部の位置を知らせることができる。</p> <p>3 得点</p> <p>得点は、ディスクが地面に触れずに直接アキュラシーゴールを通過した回数とする。逆方向から通過した場合は得点とならない。</p> <p>4 順位の決定</p> <p>① 順位は、得点の多さで決定する。</p> <p>② 同点の場合は、第1得点を先に挙げた者を上位とする。第1得点が同じ場合は、順次、得点を先に挙げた者を上位とする。</p> <p>③ ②の方法によって、1位、2位、3位が決定しない場合は、1セット(3投)の再投(追加試技)を行い得点の多さで順位を決定する。ただし、4位以下の者で同得点の場合は、再投は行わず、同順位とする。</p> <p>④ ③の方法によって再投を行った結果、同得点となり1位、2位、3位が決定しない場合は、②の方法によって順位を決定する。</p> <p>⑤ 再投は、順位が決定するまで、最大5セットまで行う。</p> <p>⑥ ⑤の方法によって順位が決定しない場合は、同順位とする。</p> <p>5 反則</p> <p>試技中に身体の一部や補装具(椅子等を含む)がスローイングラインのプレーヤー側の側面以外に触れたとき。または、スローイングラインを踏みこえたとき。 ただし、フットレストがスローイングラインの上方空間に出ることは反則としない。 反則のあった試技は1回の試技とみなすが、得点は無効とする。</p>
ディスタンス	【肢体】 【視覚】 【聴覚】 【知的】 【内部】	<p>1 種目</p> <p>(1) 座位女子(レディース・シティング) (2) 座位男子(メンズ・シティング) (3) 立位女子(レディース・スタンディング) (4) 立位男子(メンズ・スタンディング)</p> <p>2 競技方法</p> <p>(1) プレーヤーはスローイングエリア内で試技しなければならない。</p> <p>(2) プレーヤーは試技の前に1投の練習をしなければならない。</p> <p>(3) 競技は3投連続して行う。</p> <p>(4) 投げられたディスクの有効範囲は、競技フィールド前方 180°とする。</p> <p>(5) 距離の計測は、スローイングラインの中央の計測点から、ディスクが最初に地面に触れた点までとする。</p> <p>(6) 投げ方は自由とする。</p> <p>(7) 競技上有利となる用具の使用は認めない。</p> <p>(8) 座位で競技する場合のシートの高さはクッション等を含め75cm 以下とする。</p> <p>3 記録</p> <p>(1) 記録は、3投の試技で最も距離の遠い着地点を計測する。</p> <p>(2) 計測はcm単位とし、1cm未満は切り捨てる。</p> <p>4 順位の決定</p> <p>同記録の場合、1位、2位、3位は1投の再投(追加試技)により決定する。再投は、順位が決定するまで行う。 4位以下の者が同記録の場合は、再投は行わず同順位とする。再投の記録は公式記録としない。</p> <p>5 反則</p> <p>(1) スローイングエリア外から助走をしたとき。 (2) その他のスローイングに関する反則は、アキュラシー同様に扱うものとする。</p>

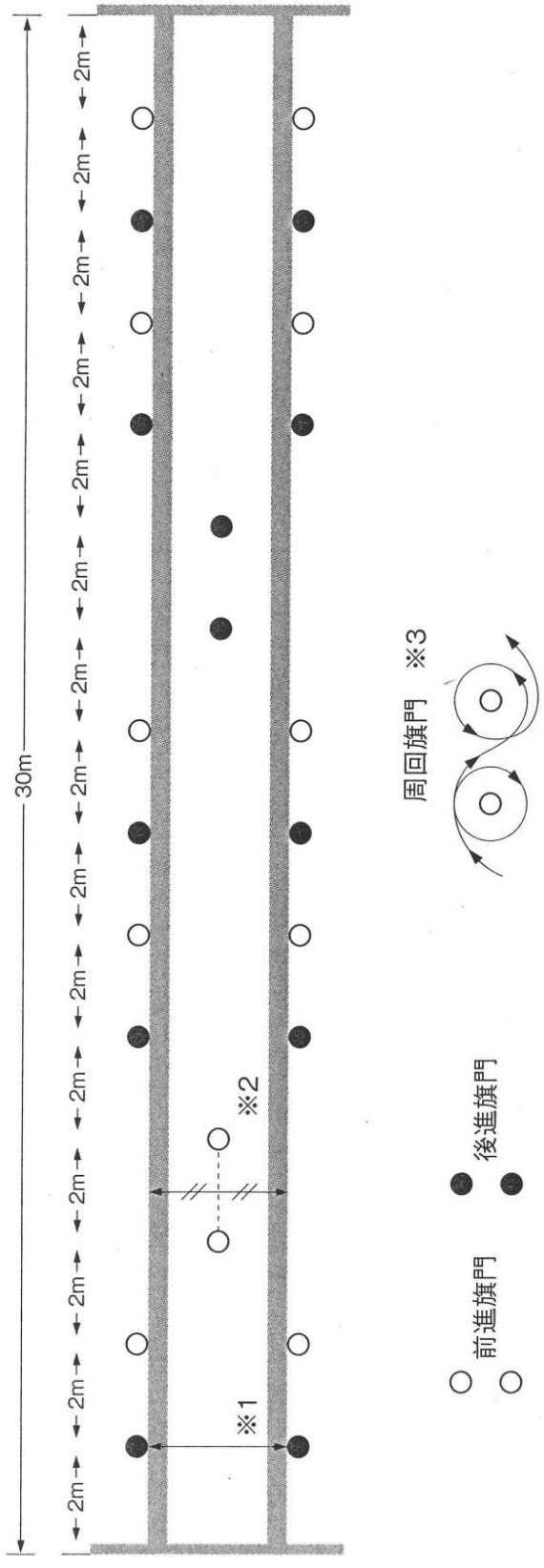
第22回栃木県障害者スポーツ大会競技規則 【ボッチャ競技】

競技種目	適用障害区分コード	競技規則
ボッチャ	<p>【肢体】 区分番号=1、9</p> <p>【肢体】 区分番号=2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 10</p>	<p>第1条 原則 本規則に定める以外は、同年度の(一社)日本ボッチャ協会競技規則を準用する。</p> <p>第2条 用具</p> <p>2-1 ボール (1)ボールは、赤色ボール6個、青色ボール6個、白色の目標球(以下:ジャックボールといふ)1個で構成される。 ボールの表面は革製(人工皮革を含む)で大きさの基準は以下の通りとなる。 重量:275g±12g 周長:270mm±8mm (2)大会では、個人所有のボールを使用しても構わない。</p> <p>2-2 投球補助具(ランプ) (1)投球補助具(以下:「ランプ」という。)は、選手が準備したものを使用する。 (2)ランプは、付属品、延長部、基本部分を含めた最大最長の状態にして横に倒したときに、2.5m×1mのエリア内に収まるような寸法でなければならない。 (3)ランプは、ボールを投げることのできない座位の選手が、勾配を用いてボールをコートに送ることを目的としたものであり、加速や減速、狙いを定める機器をつけてはならない。 (4)ランプは、ランプオペレーターをして投球する区分の選手が使用する用具であり、投球をする際にはボールに触れたり、押したりして自分自身でモーションを起こさなければならない。そのため投球に機械的な補助を設ける機器(スイッチで自動投球する機器、ジョイスティックでランプの方向を決める機器等)をつければならない。 (5)ボールを投球する際に、ランプの先は、接地しているかどうかに問わらず、スローラインより前に出でてはならない。 (6)試合中いかなる局面においてもランプをスイングする必要はない。</p> <p>2-3 その他の用具 <u>選手が競技を行う際に使用する用具は、あくまで自分の力で投球をするための器具である。投球する手首や手指をテーピングやベルト等で固定したり、ボールを固定する装具をつけたりしてはいけない。そのためのグローブや棒などが大会の使用に適しているかどうかについては、器具を検査し、適正であることを大会主催者から了解されていること。</u></p> <p>2-4 用具の検査 用具の検査は、選手招集所にて行う。</p> <p>第3条 選手のアシスタント (1)障害の程度に応じてスポーツアシスタント、またはランプオペレーターをつけることができる。 (2)試合に出場する選手には、コーチを1名配置することができる。</p> <p>第4条 競技方法</p> <p>4-1 試合形式 (1)試合は「立位の部」、「座位の部」それぞれの部門での個人戦を行う。 (2)1エンドずつの得点を積み上げていき、2エンドの総得点で勝敗を決める。 (3)2エンド終了時に同点の場合は、タイブレイク(ファイナルショット制度)で勝敗を決める。</p> <p>4-2 各選手の持ち時間 (1)ジャックボールを含めた各選手の投球時間の合計は、1エンドあたりそれぞれ4分とする。 (2)タイブレイク(ファイナルショット制度)では、各選手の投球時間は、<u>1分とする</u>。</p> <p>第5条 違反行為 以下の行為については、違反行為として罰則を受ける。 (1)ラインを踏む、もしくはボックスの外に足や補装具が接地した状態で投球する。 →投球したボールは無効となり、リトラクション(ボール除去)となる。 (2)審判の指示がある前に投球する。または指示がない選手が投球する。 →投球したボールは無効となり、リトラクション(ボール除去)となる。 (3)ランプオペレーターが、試合中にコートを見たり、競技中に介入したりする所作を審判が認めたとき。 →投球したボールは無効となり、リトラクション(ボール除去)となる。</p>

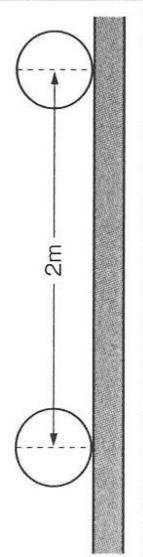
第22回栃木県障害者スポーツ大会競技規則 【ボウリング競技】

競技種目	適用障害区分コード	競技規則
ボウリング	【知的】	<p>第1条 原則 本規則に定める以外は、同年度の(公財)全日本ボウリング協会制定ボウリング競技規則による。</p> <p>第2条 競技</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 競技方法はデュアルレーン(アメリカン)方式とする。 2 競技は個人戦とする。 3 順位は2ゲームトータルで決定する。 4 ハンディキャップは採用しない。 5 ファウルについては、自動式ファウル判定器を使用する。

〈スラロームの旗門の位置〉



旗門の中心から中心までの距離が2m



※1 前進及び後進の旗門の幅は127cm～130cmとする
(左右のラインの外側～外側までの距離)

※2 喬回旗門はヨース幅の申心に置く

※3 ①左右どちらから進入してもよいが、2本目は1本目とは逆回りをすること（後進の場合も同じ）